

# 奈良市公報

第94号

令和5年4月17日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 条 例

月	日	番号	件名	主管
3	31	1	奈良市公報号外第14号に掲載	契約課、企業局企業総務課
3	31	2	奈良市公報号外第14号に掲載	介護福祉課
3	31	3	奈良市公報号外第14号に掲載	人事課、企業局企業総務課
3	31	4	奈良市公報号外第14号に掲載	文化財課
3	31	5	奈良市公報号外第14号に掲載	建築指導課、保健・環境検査課
3	31	6	奈良市公報号外第14号に掲載	保育所・幼稚園課、保育総務課
3	31	7	奈良市公報号外第14号に掲載	子ども育成課
3	31	8	奈良市公報号外第14号に掲載	障がい福祉課
3	31	9	奈良市公報号外第14号に掲載	保健衛生課、建築指導課
3	31	10	奈良市公報号外第14号に掲載	国保年金課
3	31	11	奈良市公報号外第14号に掲載	環境政策課
3	31	12	奈良市公報号外第14号に掲載	地域づくり推進課
3	31	13	奈良市公報号外第14号に掲載	スポーツ振興課
3	31	14	奈良市公報号外第14号に掲載	環境政策課
3	31	15	奈良市公報号外第14号に掲載	土木管理課、公園緑地課
3	31	16	奈良市公報号外第14号に掲載	消防局総務課

### 規 則

月	日	番号	件名	主管
3	16	10	奈良市公報号外第15号に掲載	子ども育成課
3	16	11	奈良市公報号外第15号に掲載	子ども育成課
3	22	12	奈良市公報号外第15号に掲載	観光戦略課
3	27	13	奈良市公報号外第15号に掲載	総務課

3	31	14	奈良市公報号外第15号に掲載	総務課
3	31	15	奈良市公報号外第15号に掲載	人事課
3	31	16	奈良市公報号外第15号に掲載	総務課
3	31	17	奈良市公報号外第15号に掲載	共生社会推進課
3	31	18	奈良市公報号外第15号に掲載	人事課
3	31	19	奈良市公報号外第15号に掲載	地域づくり推進課
3	31	20	奈良市公報号外第15号に掲載	契約課
3	31	21	奈良市公報号外第15号に掲載	総務課
3	31	22	奈良市公報号外第15号に掲載	人事課
3	31	23	奈良市公報号外第15号に掲載	人事課
3	31	24	奈良市公報号外第15号に掲載	会計課
3	31	25	奈良市公報号外第15号に掲載	保育所・幼稚園課
3	31	26	奈良市公報号外第15号に掲載	保育総務課、子ども支援課
3	31	27	奈良市公報号外第15号に掲載	斎苑管理課
3	31	28	奈良市公報号外第15号に掲載	介護福祉課
3	31	29	奈良市公報号外第15号に掲載	廃棄物対策課
3	31	30	奈良市公報号外第15号に掲載	環境政策課
3	31	31	奈良市公報号外第15号に掲載	スポーツ振興課
3	31	32	奈良市公報号外第15号に掲載	環境政策課
3	31	33	奈良市公報号外第15号に掲載	消防局総務課
3	31	34	奈良市公報号外第15号に掲載	消防局総務課
3	31	35	奈良市公報号外第15号に掲載	消防局総務課
3	31	36	奈良市公報号外第15号に掲載	消防局総務課

告 示

月	日	番号	件名	主管
3	16	99	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	16	100	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
3	16	101	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
3	17	102	放置自転車等の処分	環境政策課
3	22	103	奈良市公報号外第16号に掲載	総務課
3	23	104	令和4年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
3	23	105	令和5年度奈良市一般会計予算等の要領	財政課
3	23	106	農用地利用集積計画の決定	農政課
3	23	107	指定管理者の指定	都祁行政センター地域振興課
3	23	108	指定管理者の指定	都祁行政センター地域振興課

3	23	109	指定管理者の指定	都祁行政センター地域振興課
3	23	110	指定管理者の指定	都祁行政センター地域振興課
3	23	111	奈良市公報号外第16号に掲載	保育所・幼稚園課
3	24	112	差押調書の公示送達	滞納整理課
3	24	113	徴収事務の委託	文化振興課
3	24	114	指定管理者の指定	文化振興課
3	24	115	指定管理者の指定	文化振興課
3	24	116	指定管理者の指定	文化振興課
3	24	117	指定管理者の指定	文化振興課
3	24	118	指定管理者の指定	文化振興課
3	24	119	指定管理者の指定	文化振興課
3	24	120	奈良市公報号外第16号に掲載	子ども育成課
3	27	121	令和5・6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領(追加受付)	契約課
3	27	122	奈良市公報号外第16号に掲載	子ども政策課
3	27	123	差押調書の公示送達	滞納整理課
3	27	124	差押調書の公示送達	滞納整理課
3	28	125	差押調書の公示送達	滞納整理課
3	29	126	奈良市公報号外第16号に掲載	子育て相談課
3	29	127	奈良市公報号外第16号に掲載	危機管理課
3	29	128	奈良市公報号外第16号に掲載	保育所・幼稚園課
3	29	129	奈良市公報号外第16号に掲載	建築指導課
3	29	130	奈良市公報号外第16号に掲載	建築指導課
3	29	131	奈良市公報号外第16号に掲載	建築指導課
3	29	132	奈良市公報号外第16号に掲載	建築指導課
3	29	133	奈良市公報号外第16号に掲載	子ども育成課
3	29	134	奈良市公報号外第16号に掲載	危機管理課
3	29	135	奈良市公報号外第16号に掲載	産業政策課
3	29	136	奈良市公報号外第16号に掲載	産業政策課
3	29	137	奈良市公報号外第16号に掲載	母子保健課
3	30	138	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	31	139	奈良市公報号外第16号に掲載	総合政策課
3	31	140	市道路線の廃止	土木管理課
3	31	141	市道路線の認定	土木管理課
3	31	142	道路の区域決定	土木管理課
3	31	143	道路の供用開始	土木管理課

3	31	144	道路の区域変更	土木管理課
3	31	145	道路の供用開始	土木管理課
3	31	146	道路の区域変更	土木管理課
3	31	147	道路の供用開始	土木管理課
3	31	148	道路の区域決定	土木管理課
3	31	149	道路の供用開始	土木管理課
3	31	150	道路の占用を制限する区域の指定	土木管理課
3	31	151	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	31	152	奈良市公報号外第16号に掲載	健康増進課
3	31	153	奈良市公報号外第16号に掲載	廃棄物対策課
3	31	154	指定管理者の指定	障がい福祉課
3	31	155	放置自転車等の保管	環境政策課
3	31	156	放置自転車等の保管	環境政策課
<b>訓 令 甲</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	17	1	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	22	2	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	30	3	奈良市公報号外第17号に掲載	総務課
3	31	4	奈良市公報号外第17号に掲載	総務課
<b>監 査</b>				
月	日	番号	件名	
3	24	3	奈良市公報号外第17号に掲載	
3	30	4	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
3	30	5	包括外部監査の結果に関する報告の公表	
3	31	6	定期監査の実施	
3	31	7	定期監査の実施	
<b>公 平 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	
3	31	1	奈良市公報号外第17号に掲載	
3	31	2	奈良市公報号外第17号に掲載	
<b>固定資産評価審査委員会</b>				
月	日	番号	件名	
3	27	1	奈良市公報号外第17号に掲載	
<b>公 営 企 業</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	16	17	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
3	23	3	奈良市公報号外第17号に掲載	企業総務課

3	23	4	奈良市公報号外第17号に掲載	企業総務課
3	23	5	奈良市公報号外第17号に掲載	企業総務課
3	27	18	令和5・6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加 資格審査申請要領(追加受付)	経営企画課
3	30	6	奈良市公報号外第17号に掲載	給排水課
3	30	7	奈良市公報号外第17号に掲載	下水道事業課
3	30	8	奈良市公報号外第17号に掲載	企業総務課
3	30	9	奈良市公報号外第17号に掲載	企業総務課
3	31	10	奈良市公報号外第17号に掲載	企業総務課
3	31	11	奈良市公報号外第17号に掲載	企業総務課
3	31	12	奈良市公報号外第17号に掲載	企業総務課
3	31	13	奈良市公報号外第17号に掲載	企業総務課
<b>消 防</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	31	1	奈良市公報号外第17号に掲載	総務課
3	31	1	奈良市公報号外第17号に掲載	総務課
3	31	2	奈良市公報号外第17号に掲載	総務課
<b>消 防</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	31	2	奈良市公報号外第17号に掲載	総務課
3	31	3	奈良市公報号外第17号に掲載	総務課
3	31	4	奈良市公報号外第17号に掲載	総務課
3	31	5	奈良市公報号外第17号に掲載	総務課
3	31	6	奈良市公報号外第17号に掲載	消防課
<b>教 育 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	20	4	定例教育委員会の開催	教育政策課
3	24	5	奈良市公報号外第17号に掲載	文化財課
3	27	2	奈良市公報号外第17号に掲載	教育総務課
3	29	3	奈良市公報号外第17号に掲載	教育政策課
3	29	4	奈良市公報号外第17号に掲載	教育政策課
3	29	1	奈良市公報号外第17号に掲載	教育政策課
3	29	6	指定管理者の指定	地域教育課
<b>選 挙 管 理 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	
3	22	2	選挙権を有する者の50分の1の数等	
3	22	3	奈良県知事選挙における公営ポスター掲示場の設置	

3	23	4	奈良県知事選挙における候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじを行う日時等
3	23	5	奈良県知事選挙における期日前投票所の設置
3	23	6	奈良県知事選挙における不在者投票の記載場所
3	23	7	奈良県知事選挙における本市開票区の開票立会人を定めるくじを行う日時等
3	23	8	奈良県知事選挙における期日前投票所の投票管理者等の選任
3	30	9	選挙権を有する者の50分の1の数等
3	30	10	奈良県議会議員選挙における公営ポスター掲示場の設置
3	30	11	奈良県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の変更
3	30	12	奈良市公報号外第17号に掲載
3	31	13	奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における本市各投票区の投票所の設置
3	31	14	奈良県議会議員選挙における候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじを行う日時等
3	31	15	奈良県議会議員選挙における期日前投票所の設置
3	31	16	奈良県議会議員選挙における不在者投票の記載場所
3	31	17	奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における本市各投票区の投票管理者等の選任
3	31	18	奈良県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者等の選任
3	31	19	奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における本市開票区の開票管理者等の選任
3	31	20	奈良県議会議員選挙における本市開票区の開票立会人を定めるくじを行う日時等
3	31	21	奈良県議会議員選挙における本市開票区の開票の日時等

農 業 委 員 会

月	日	番号	件名
3	20	1	農地法の規定に基づく別段の面積の公示の廃止
3	24	4	奈良市公報号外第17号に掲載

議 会

月	日	番号	件名	主管
3	31	1	奈良市公報号外第17号に掲載	議会総務課

告

示

奈良市告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年3月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年6月20日 奈良市指令整開 第22A-2号

令和5年2月6日 奈良市指令整開 第22A-2-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年3月16日 第1838号

公共施設 令和5年3月16日 第919号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市五条畑一丁目597番1、597番2、597番3、597番4、610番9、610番31、610番32、610番33、610番34、610番35及び610番36

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市宝来三丁目6番8号

松田 泰憲

奈良市宝来三丁目6番35号

松田 美恵子

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市五条畑一丁目597番1、597番2及び610番9

水路：奈良市五条畑一丁目610番31

下水道：奈良市五条畑一丁目597番1、597番2及び610番9の各一部

(令和5年3月16日掲示済)

奈良市告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月16日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
五島 純		柔道整復	令和5年 1月4日
寿楽鍼灸整骨院	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目2番9号		

(令和5年3月16日掲示済)

奈良市告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月16日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		

守田 清美			
寿楽鍼灸整骨院	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目 2 番 9 号	あんま	令和 5 年 1 月 20 日
守田 清美			
寿楽鍼灸整骨院	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目 2 番 9 号	はり・きゅう	令和 5 年 1 月 20 日

(令和 5 年 3 月 16 日 掲示済)

**奈良市告示第 102 号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 処分の根拠  
移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 3 処分年月日  
令和 5 年 3 月 17 日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
令和 4 年 8 月 3 日、同月 8 日、同月 16 日、同月 25 日及び同月 31 日

(令和 5 年 3 月 17 日 掲示済)

**奈良市告示第 104 号**

令和 5 年奈良市議会 3 月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和 4 年度奈良市一般会計補正予算（第 9 号）
- 2 令和 4 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 3 令和 4 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）



## 令和4年度奈良市一般会計 補正予算（第9号）

令和4年度奈良市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,663,158千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,289,995千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		18,479,486	106,422	18,585,908
	1. 地方交付税	18,479,486	106,422	18,585,908
16. 国庫支出金		38,329,305	591,528	38,920,833
	1. 国庫負担金	21,574,236	233,766	21,808,002
	2. 国庫補助金	7,415,979	46,099	7,462,078
	4. 国庫交付金	9,192,466	311,663	9,504,129
17. 県支出金		10,381,036	180,109	10,561,145
	1. 県負担金	6,215,224	135,909	6,351,133
	2. 県補助金	2,192,977	42,200	2,235,177
	4. 県交付金	1,652,090	2,000	1,654,090
19. 寄附金		741,750	50,399	792,149
	1. 寄附金	741,750	50,399	792,149
23. 市債		12,444,300	734,700	13,179,000
	1. 市債	12,444,300	734,700	13,179,000
歳入合計		158,626,837	1,663,158	160,289,995

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		20,330,230	775,000	21,105,230
	1. 総務管理費	11,655,670	775,000	12,430,670

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		70,692,438 <sup>千円</sup>	517,986 <sup>千円</sup>	71,210,424 <sup>千円</sup>
	1. 社会福祉費	33,398,615	517,986	33,916,601
4. 衛生費		16,632,441	25,300	16,657,741
	3. 清掃費	5,933,054	25,300	5,958,354
6. 農林水産業費		745,961	50,696	796,657
	1. 農林費	745,961	50,696	796,657
9. 土木費		9,995,577	128,326	10,123,903
	1. 土木管理費	134,410	10,382	144,792
	4. 都市計画費	4,023,044	117,944	4,140,988
11. 教育費		13,932,350	165,850	14,098,200
	2. 小学校費	3,285,677	109,250	3,394,927
	3. 中学校費	1,878,947	36,900	1,915,847
	4. 高等学校費	908,914	5,700	914,614
	6. 社会教育費	1,370,236	14,000	1,384,236
	歳出合計		158,626,837	1,663,158

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費			1,999,143 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	庁舎等維持補修経費	3,300
		自治会等活動推進経費	10,989
		庁舎等施設整備事業	842,630
		スポーツ施設整備事業	1,113,224
2. 企画費	文化振興施設整備事業	29,000	
3. 民生費			436,270
	1. 社会福祉費	社会福祉事務経費	3,080
		高齢者福祉施設整備事業	48,702
		障害者福祉施設整備事業	53,611
	2. 児童福祉費	子ども医療費助成経費	18,177
児童福祉施設整備事業		312,700	
4. 衛生費			496,073
	1. 保健衛生費	墓地火葬場管理経費	6,500
		出産・子育て応援経費	291,294
		保健衛生施設整備事業	121,800
3. 清掃費	清掃施設整備事業	76,479	
6. 農林水産業費			84,105
	1. 農林費	農村地域整備開発促進経費	2,000
		人・農地問題解決推進経費	2,231
		土地基盤整備事業	79,424
美しい森林づくり基盤整備 交付金事業経費		450	

款	項	事業名	金額	
7. 商工費			74,900 <sup>千円</sup>	
	1. 商工費	企業誘致推進経費	11,000	
		商工施設整備事業	63,900	
8. 観光費			76,871	
	1. 観光費	観光施設整備事業	76,871	
9. 土木費			2,437,001	
	1. 土木管理費	宅地耐震化推進事業経費	19,300	
		2. 道路橋梁費	定期点検経費	38,486
			道路橋梁維持補修経費	61,400
	道路橋梁新設改良事業		888,141	
	3. 河川費	河川堤防改修事業	61,350	
	4. 都市計画費	都市計画事務経費	51,504	
		街路事業	546,318	
		JR奈良駅付近連続立体交差事業	381,200	
		公園事業	370,349	
	6. 住宅費	住宅管理経費	8,800	
公営住宅整備事業		10,153		
10. 消防費			228,600	
	1. 消防費	消防施設整備事業	228,600	
11. 教育費			3,185,428	
	1. 教育総務費	教職員教科等研修経費	8,120	
		不登校児童生徒サポート事業経費	7,800	
		中高一貫校施設整備事業	3,280	

款	項	事業名	金額
		教育振興施設整備事業	54,500 <sup>千円</sup>
	2. 小学校費	小学校運営管理経費	56,250
		小学校施設整備事業	1,982,400
	3. 中学校費	中学校運営管理経費	27,000
		中学校施設整備事業	975,800
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	2,700
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	17,278
		社会教育施設整備事業	50,300
	合	計	9,018,391

第3表 地方債補正

1. 追加分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填	千円 171,100	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	171,100			

2. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
スポーツ施設整備事業	千円 421,800	千円 809,300
福祉施設整備事業	386,000	387,500
土地基盤整備事業	18,100	23,800
都市計画事業	1,238,300	1,267,200
消防施設整備事業	239,000	379,000
計	12,444,300	13,007,900

## 令和4年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）

令和4年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ222,574千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,018,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		6,822,506	△ 180,327	6,642,179
	1. 国民健康保険料	6,822,506	△ 180,327	6,642,179
3. 県支出金		27,291,143	200,000	27,491,143
	1. 県補助金	27,291,143	200,000	27,491,143
5. 繰入金		2,549,762	202,901	2,752,663
	1. 一般会計繰入金	2,511,487	42,901	2,554,388
	2. 基金繰入金	38,275	160,000	198,275
歳入合計		36,796,329	222,574	37,018,903

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		25,387,613	200,000	25,587,613
	1. 給付諸費	25,387,613	200,000	25,587,613
3. 事業費納付金		10,475,000	22,574	10,497,574
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,357,000	16,401	2,373,401
	3. 介護納付金 事業費納付金	861,000	6,173	867,173
歳出合計		36,796,329	222,574	37,018,903

令和4年度奈良市土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第2号）

令和4年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
西大寺駅南 1. 地区土地地区画 整理事業費			千円 11,111
	西大寺駅南 1. 地区土地地区画 整理事業費	西大寺駅南地区 土地地区画整理事業	11,111
J R奈良駅南 2. 地区土地地区画 整理事業費			115,849
	J R奈良駅南 1. 地区土地地区画 整理事業費	J R奈良駅南地区 土地地区画整理事業	115,849
合 計			126,960

(令和5年3月23日揭示済)

**奈良市告示第105号**

令和5年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年3月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和5年度奈良市一般会計予算
- 2 令和5年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 3 令和5年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 4 令和5年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
- 5 令和5年度奈良市介護保険特別会計予算
- 6 令和5年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 7 令和5年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
- 8 令和5年度奈良市病院事業会計予算
- 9 令和5年度奈良市水道事業会計予算
- 10 令和5年度奈良市下水道事業会計予算

## 令和5年度奈良市一般会計予算

令和5年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149,980,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市 税		54,091,598 <sup>千円</sup>
	1. 市 民 税	26,671,177
	2. 固 定 資 産 税	20,551,107
	3. 軽 自 動 車 税	734,258
	4. 市 た ば こ 税	1,636,715
	5. 入 湯 税	30,000
	6. 事 業 所 税	1,004,596
	7. 都 市 計 画 税	3,463,745
2. 地 方 譲 与 税		864,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	260,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	540,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	64,000
3. 利 子 割 交 付 金		180,000
	1. 利 子 割 交 付 金	180,000
4. 配 当 割 交 付 金		850,000
	1. 配 当 割 交 付 金	850,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		900,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	900,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		580,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	580,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		8,200,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,200,000

款	項	金額
8. ゴルフ場利用税交付金		300,000 <sup>千円</sup>
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
9. 環境性能割交付金		150,000
	1. 環境性能割交付金	150,000
10. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,000
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,000
11. 地方特例交付金		330,000
	1. 地方特例交付金	330,000
12. 地方交付税		19,280,000
	1. 地方交付税	19,280,000
13. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
14. 分担金及び負担金		570,737
	1. 分担金	4,775
	2. 負担金	565,962
15. 使用料及び手数料		2,632,172
	1. 使用料	1,905,888
	2. 手数料	726,284
16. 国庫支出金		30,002,263
	1. 国庫負担金	21,058,587
	2. 国庫補助金	3,022,025
	3. 国庫委託金	142,373
	4. 国庫交付金	5,779,278

款	項	金額
17. 県支出金		10,596,966 <sup>千円</sup>
	1. 県負担金	6,482,861
	2. 県補助金	1,846,722
	3. 県委託金	224,934
	4. 県交付金	2,042,449
18. 財産収入		759,438
	1. 財産運用収入	290,668
	2. 財産売却収入	468,770
19. 寄附金		736,440
	1. 寄附金	736,440
20. 繰入金		1,492,968
	1. 特別会計繰入金	128,061
	2. 基金繰入金	1,364,907
21. 諸収入		2,857,918
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預金利子	201
	3. 貸付金元利収入	454,380
	4. 雑収入	2,173,337
22. 市債		14,552,500
	1. 市債	14,552,500
歳入合計		149,980,000



歳出

款	項	金額
1. 議会費		661,939 <sup>千円</sup>
	1. 議会費	661,939
2. 総務費		16,950,475
	1. 総務管理費	11,449,277
	2. 企画費	2,597,886
	3. 徴税費	1,479,556
	4. 戸籍住民基本台帳費	1,116,886
	5. 選挙費	216,919
	6. 統計調査費	31,290
	7. 監査委員費	58,661
3. 民生費		67,676,667
	1. 社会福祉費	31,429,581
	2. 児童福祉費	23,174,096
	3. 生活保護費	12,876,821
	4. 国民年金事務費	196,169
4. 衛生費		12,537,672
	1. 保健衛生費	5,068,846
	2. 保健所費	1,496,936
	3. 清掃費	5,820,064
	4. 上水道費	151,826
5. 労働費		125,910
	1. 労働諸費	125,910

款	項	金額
6. 農 林 水 産 業 費		769,303 <sup>千円</sup>
	1. 農 林 費	769,303
7. 商 工 費		813,143
	1. 商 工 費	813,143
8. 観 光 費		1,071,096
	1. 観 光 費	1,071,096
9. 土 木 費		11,271,476
	1. 土 木 管 理 費	153,265
	2. 道 路 橋 梁 費	3,689,475
	3. 河 川 費	301,477
	4. 都 市 計 画 費	5,329,845
	5. 下 水 道 費	1,272,750
	6. 住 宅 費	524,664
10. 消 防 費		4,257,127
	1. 消 防 費	4,257,127
11. 教 育 費		15,488,408
	1. 教 育 総 務 費	5,254,339
	2. 小 学 校 費	3,044,197
	3. 中 学 校 費	1,087,140
	4. 高 等 学 校 費	975,905
	5. 幼 稚 園 費	767,355
	6. 社 会 教 育 費	1,668,868
	7. 保 健 体 育 費	2,690,604

款	項	金額
12. 災害復旧費		63,000 <sup>千円</sup>
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	32,000
	2. 土木施設災害復旧費	31,000
13. 公債費		17,951,289
	1. 公債費	17,951,289
14. 諸支出金		292,495
	1. 地元公共事業基金	283,848
	2. 財政調整基金	5,000
	3. 減債基金	3,647
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		149,980,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期間	限度額
議会だより印刷経費		令和5年度から 令和6年度まで	5,200 <sup>千円</sup>
職員貸与被服購入経費		令和5年度から 令和6年度まで	18,000
しみんだより配布業務委託		令和5年度から 令和10年度まで	12円に配布部数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
県民だより配布業務委託		令和5年度から 令和10年度まで	12円に配布部数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
上下水道だより配布業務委託		令和5年度から 令和10年度まで	4.8円に配布部数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
議会だより配布業務委託		令和5年度から 令和10年度まで	6.3円に配布部数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
しみんだより印刷経費		令和5年度から 令和6年度まで	54,000
防犯カメラ電柱添架料		令和5年度から 令和9年度まで	28

事 項	期 間	限 度 額
情報システム機器廃棄委託	令和5年度から 令和6年度まで	3,183 <sup>千円</sup>
ユニホーム等スポンサー広告料	令和5年度から 令和6年度まで	2,000
奈良市鴻ノ池陸上競技場改修工事	令和5年度から 令和6年度まで	143,800
妊産婦のタクシー利用促進事業委託	令和5年度から 令和7年度まで	500円にタクシー利用券利用 枚数を乗じた額
急速充電器保守点検業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	388
税額通知書印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	18,000
行旅死亡人葬祭委託	令和5年度から 令和6年度まで	2,500
平城西地域ほか2地域における地域子育て 支援拠点事業委託	令和5年度から 令和9年度まで	158,864
子ども・子育て支援事業計画策定業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	2,500
こども園・保育園給食食材調達経費	令和5年度から 令和6年度まで	2,800
こども園・保育園給食調理員等検便手数料	令和5年度から 令和6年度まで	900
こども園給食調理業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	25,800
奈良市子どもセンター寝具賃借料	令和5年度から 令和6年度まで	2,700
奈良市子どもセンター夜間休日電話対応業 務委託	令和5年度から 令和6年度まで	5,000
児童虐待防止SNS相談業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	9,200
一時保護所指導員検便手数料	令和5年度から 令和6年度まで	110
放課後児童健全育成事業団体傷害保険料	令和5年度から 令和6年度まで	3,400
私立保育所施設整備費補助事業	令和5年度から 令和6年度まで	47,141
私立認定こども園施設整備費補助事業	令和5年度から 令和6年度まで	251,374
がん検診受診券印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	5,000
がん検診等カルテ印刷経費	令和5年度から 令和6年度まで	2,100
保健所事務総合システム導入経費	令和5年度から 令和10年度まで	46,200
ごみカレンダー配布業務委託	令和5年度から 令和10年度まで	4.2円に配布部数を乗じ、消費 税及び地方消費税を加えた額
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費	令和5年度から 令和6年度まで	25,000

事 項	期 間	限 度 額
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	55,000 <sup>千円</sup>
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	令和5年度から 令和6年度まで	104,000
環境清美工場焼却灰等運搬業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	20,000
環境清美工場高压洗浄機賃借料	令和5年度から 令和6年度まで	1,000
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	令和5年度から 令和6年度まで	8,500
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定 分析手数料	令和5年度から 令和6年度まで	7,000
衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費	令和5年度から 令和6年度まで	12,500
衛生浄化センター生活環境等測定手数料	令和5年度から 令和6年度まで	2,400
起業家支援業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	58,300
奈良工芸後継者育成支援経費	令和5年度から 令和8年度まで	16,560
橋梁長寿命化修繕・耐震補強工事現場技術 業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	15,000
1号跨道橋ほか2橋長寿命化修繕・耐震補 強工事	令和5年度から 令和6年度まで	200,000
河川浚渫経費	令和5年度から 令和6年度まで	3,000
歴史的風致維持向上計画策定業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	5,000
奥柳登美ヶ丘線街路改良工事	令和5年度から 令和6年度まで	400,000
公園樹木剪定業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	2,000
感染性廃棄物収集運搬手数料	令和5年度から 令和6年度まで	2,173
医療用酸素ボンベ購入経費	令和5年度から 令和6年度まで	1,254
ストップいじめならダイヤル夜間休日業務 委託	令和5年度から 令和6年度まで	3,861
児童用防犯ブザー購入経費	令和5年度から 令和6年度まで	1,600
一条高等学校・中学校校舎建設事業	令和5年度から 令和6年度まで	1,001,677
奈良市埋蔵文化財調査センター清掃業務委 託	令和5年度から 令和6年度まで	1,386
奈良市埋蔵文化財調査センター公用車賃借 料	令和5年度から 令和6年度まで	856
学校給食献立印刷経費	令和5年度から 令和6年度まで	2,000

事 項	期 間	限 度 額
学校給食調理員等検便手数料	令和5年度から 令和6年度まで	1,200 <sup>千円</sup>
学校給食食材調達経費	令和5年度から 令和6年度まで	545,548
東部地域学校給食食材配送業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	5,500
指定管理者による奈良市月ヶ瀬福祉センターの管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都祁福祉センターの管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市男女共同参画センターの管理に要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都祁交流センターの管理に要する経費	令和5年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による旧柳生藩家老屋敷ほか2施設の管理に要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による梅の郷月ヶ瀬温泉ほか1施設の管理に要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 644,900	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	329,700	＊	＊	＊
スポーツ施設整備事業	822,000	＊	＊	＊
福祉施設整備事業	501,500	＊	＊	＊
保健衛生施設整備事業	136,500	＊	＊	＊
清掃施設整備事業	293,000	＊	＊	＊
労働福祉施設整備事業	22,400	＊	＊	＊
土地基盤整備事業	26,500	＊	＊	＊
林業施設整備事業	3,300	＊	＊	＊
観光施設整備事業	5,100	＊	＊	＊
道路事業	1,860,700	＊	＊	＊
河川事業	135,700	＊	＊	＊
都市計画事業	2,081,400	＊	＊	＊
公営住宅建設事業	27,500	＊	＊	＊
消防施設整備事業	334,100	＊	＊	＊
義務教育施設整備事業	2,031,700	＊	＊	＊
中高一貫校施設整備事業	2,214,400	＊	＊	＊
社会教育施設整備事業	230,900	＊	＊	＊
学校給食施設整備事業	9,200	＊	＊	＊
災害復旧事業	42,000	＊	＊	＊
臨時財政対策	2,800,000	＊	＊	＊
計	14,552,500			

## 令和5年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計予算

令和5年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 県支出金		833 <sup>千円</sup>
	1. 県補助金	833
2. 諸収入		6,667
	1. 雑入	6,667
歳入合計		7,500

歳出

款	項	金額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		7,500 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	7,500
歳出合計		7,500

## 令和5年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和5年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		6,757,065 <sup>千円</sup>
	1. 国民健康保険料	6,757,065
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手数料	120
3. 県支出金		27,719,164
	1. 県補助金	27,719,164
4. 財産収入		200
	1. 財産運用収入	200
5. 繰入金		2,748,665
	1. 一般会計繰入金	2,603,665
	2. 基金繰入金	145,000
6. 諸収入		74,786
	1. 延滞金及び過料	5,000
	2. 雑入	69,286
	3. 療養費等指定公費返還金	500
歳入合計		37,300,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		457,811 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	362,293
	2. 賦課徴収費	94,790
	3. 運営協議会費	728
2. 保険給付費		25,831,511
	1. 給付諸費	25,831,511
3. 事業費納付金		10,598,000
	1. 医療給付費金 事業費納付金	6,900,000
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,767,000
	3. 介護納付金 事業費納付金	931,000
4. 共同事業拠出金		9
	1. 共同事業拠出金	9
5. 保健事業費		381,162
	1. 特定健康診査等事業費	337,456
	2. 保健事業費	43,706
6. 基金積立金		200
	1. 基金積立金	200
7. 諸支出金		31,307
	1. 還付及び還付加算金	30,807
	2. 療養費等指定公費立替金	500
歳出合計		37,300,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期 間	限 度 額
国民健康保険証印刷等経費		令和5年度から 令和6年度まで	6,200 <sup>千円</sup>
国民健康保険料通知書印刷等経費		令和5年度から 令和6年度まで	8,400
特定健康診査受診券印刷等経費		令和5年度から 令和6年度まで	2,200

## 令和5年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

令和5年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,365,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国庫支出金		31,800 <sup>千円</sup>
	1. 国庫交付金	31,800
2. 清算金		35,242
	1. 清算金	35,242
3. 繰入金		1,090,758
	1. 一般会計繰入金	1,090,758
4. 市債		207,200
	1. 市債	207,200
歳入合計		1,365,000

歳出

款	項	金額
1. 西大寺駅南地区 土地地区画整理事業費		103,841 <sup>千円</sup>
	1. 西大寺駅南地区 土地地区画整理事業費	103,841
2. JR奈良駅南地区 土地地区画整理事業費		682,059
	1. JR奈良駅南地区 土地地区画整理事業費	682,059
3. 公債費		579,100
	1. 公債費	579,100
歳出合計		1,365,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
J R 奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造工事	令和5年度から 令和7年度まで	240,000 <sup>千円</sup>

第3表 地方債

起債の目的	限度額 <sup>千円</sup>	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	207,200	普通貸借は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	207,200			



## 令和5年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和5年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 保 險 料		7,673,251 <sup>千円</sup>
	1. 介 護 保 險 料	7,673,251
2. 国 庫 支 出 金		7,864,361
	1. 国 庫 負 担 金	6,087,954
	2. 国 庫 補 助 金	1,776,407
3. 支 払 基 金 交 付 金		9,339,046
	1. 支 払 基 金 交 付 金	9,339,046
4. 県 支 出 金		4,920,375
	1. 県 負 担 金	4,727,557
	2. 県 補 助 金	192,818
5. 財 産 取 入		6,200
	1. 財 産 運 用 取 入	6,200
6. 繰 入 金		5,790,295
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,367,578
	2. 基 金 繰 入 金	422,717
7. 諸 収 入		6,472
	1. 雑 入	6,472
歳 入 合 計		35,600,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		707,025 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	319,693
	2. 賦課徴収費	25,704
	3. 介護認定審査会費	361,628
2. 保険給付費		33,278,500
	1. 介護サービス等諸費	33,278,500
3. 地域支援事業費		1,460,701
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,309,152
	2. 包括的支援事業費・任意事業費	151,549
4. 基金積立金		6,200
	1. 基金積立金	6,200
5. 諸支出金		147,574
	1. 償還金及び還付加算金	35,435
	2. 繰出金	112,139
歳出合計		35,600,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料通知書印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	9,000 <sup>千円</sup>
シルバーハウジング生活援助員派遣事業	令和5年度から 令和6年度まで	4,471

令和5年度奈良市母子父子寡婦  
福祉資金貸付金特別会計予算

令和5年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		1,304 <sup>千円</sup>
	1. 一般会計繰入金	1,304
2. 繰越金		51,617
	1. 繰越金	51,617
3. 諸収入		19,079
	1. 貸付金元利収入	18,979
	2. 雑収入	100
歳入合計		72,000

歳出

款	項	金額
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		56,078 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	30,238
	2. 貸付金	25,840
2. 諸支出金		15,922
	1. 繰出金	15,922
歳出合計		72,000

## 令和5年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和5年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,990,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		6,410,542 <sup>千円</sup>
	1. 後期高齢者医療保険料	6,410,542
2. 国庫支出金		4,900
	1. 国庫補助金	4,900
3. 繰入金		1,316,138
	1. 一般会計繰入金	1,316,138
4. 繰越金		34,000
	1. 繰越金	34,000
5. 諸収入		224,420
	1. 延滞金・加算金及び過料	908
	2. 償還金及び還付加算金	9,746
	3. 雑収入	213,766
歳入合計		7,990,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		74,947 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	55,223
	2. 徴収費	19,724
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		7,698,365
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	7,698,365
3. 保健事業費		216,688
	1. 健康保持増進事業費	216,688
歳出合計		7,990,000



第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	4,470 <sup>千円</sup>
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	2,300

### 令和5年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 病 床 数	一般病床	349床
	感染症病床	1床
2. 年 間 患 者 数		
(1) 入 院		102,846人
(2) 外 来		189,278人
3. 1日平均患者数		
(1) 入 院		281人
(2) 外 来		646人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		2,058,326千円
第1項 医 業 収 益		58,625千円
第2項 医 業 外 収 益		1,872,677千円
第3項 看護師養成事業収益		127,024千円
支 出		
第1款 病院事業費用		2,116,800千円
第1項 医 業 費 用		1,983,407千円
第2項 医 業 外 費 用		3,988千円
第3項 看護師養成事業費用		127,205千円
第4項 特 別 損 失		700千円
第5項 予 備 費		1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 資本的収入		184,400千円	
第1項 補助金		1,482千円	
第2項 負担金		182,918千円	
	支	出	
第1款 資本的支出		184,400千円	
第1項 建設改良費		1,482千円	
第2項 企業債償還金		182,918千円	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 第1項 医業費用
- 第2項 医業外費用
- 第3項 看護師養成事業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 52,510千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、37,412千円である。

### 令和5年度奈良市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	179,668戸
2. 年間総給水量	42,603,206㎡
3. 1日平均給水量	116,399㎡
4. 主要な建設改良事業	2,362,062千円
(1) 配水施設整備費	164,450千円
(2) 配水施設費	16,117千円
(3) 施設費	332,824千円
(4) 配水施設改良費	975,205千円
(5) 受託配水管改良費	183,832千円
(6) 東部地域建設改良費	167,046千円
(7) 都祁地域建設改良費	356,458千円
(8) 月ヶ瀬地域建設改良費	166,130千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		9,364,000千円
第1項 営業収益		7,652,101千円
第2項 営業外収益		1,711,862千円
第3項 特別利益		37千円
	支	出
第1款 水道事業費用		9,253,000千円
第1項 営業費用		8,793,018千円

第2項 営業外費用	443,414千円
第3項 特別損失	6,568千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,994,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,415,605千円、当年度分損益勘定留保資金526,862千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,533千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,733,000千円
第1項 企業債	1,165,300千円
第2項 固定資産売却代金	102千円
第3項 補助金	69,410千円
第4項 負担金	219,408千円
第5項 分担金	278,780千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,727,000千円
第1項 建設改良費	2,576,678千円
第2項 固定資産取得費	22,375千円
第3項 企業債償還金	1,117,947千円
第4項 予備費	10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	緑ヶ丘浄水場	千円 87,010	5	千円 34,804
		高圧受変電設備改良工事		6	52,206

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	口径200～100耗配水支管改良工事	千円 219,366	5	千円 168,438
				6	50,928
		口径150～50耗配水支管改良工事	180,685	5	76,534
				6	104,151
		口径150～100耗配水支管改良工事	179,930	5	66,989
				6	112,941
		各施設 高圧受変電設備改良工事	91,960	5	9,196
				6	82,764
		針ヶ別所 中継ポンプ所 ポンプ更新工事	75,900	5	22,770
				6	53,130

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
川上施設（ポンプ所・配水池） 更新設計業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	千円 53,174
各施設耐震診断 設計業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	69,300

事 項	期 間	限 度 額
木津浄水場受変電設備 更新工事詳細設計業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	千円 45,650
小倉配水池及び小倉加圧ポンプ場 築造工事に伴う設計業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	53,900

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費に充当	千円 1,165,300	証書借入	5.0%以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	借入先の融資条件 による。ただし企 業財政の都合によ り、据置期間を短 縮し、若しくは繰 上償還又は低利に 借り換えることが できる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,457,141千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- (1) 児童手当補助金 10,449千円

(2) 都祁地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金	93,076千円
(3) 月ヶ瀬地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金	15,942千円
(4) 月ヶ瀬地域に係る高料金対策補助金	3,396千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、112,000千円と定める。



## 令和5年度奈良市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 水洗化人口	315,850人
2. 年間有収水量	35,780,000㎡
3. 1日平均有収水量	97,760㎡
4. 主要な建設改良事業	689,366千円
(1) 管渠建設費	39,865千円
(2) 管渠改良費	388,000千円
(3) 流域下水道整備事業費	261,501千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		8,731,000千円
第1項 営業収益		5,844,996千円
第2項 営業外収益		2,885,983千円
第3項 特別利益		21千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		8,542,000千円
第1項 営業費用		8,100,516千円
第2項 営業外費用		433,024千円
第3項 特別損失		3,460千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,124,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,483,894千円及び当年度分損益勘定留保資金640,106千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,857,000千円
第1項 企 業 債	1,276,100千円
第2項 他 会 計 補 助 金	449,649千円
第3項 国庫補助金及び交付金	110,000千円
第4項 県 補 助 金	3,100千円
第5項 負 担 金 等	18,151千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,981,000千円
第1項 建 設 改 良 費	738,941千円
第2項 固 定 資 産 取 得 費	1,218千円
第3項 企 業 債 償 還 金	3,240,841千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資幹線事業に伴う利子補給（公共下水道分）	令和5年度から令和9年度まで	融資総額33,000千円を限度とする 年利1.40%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（公共下水道分）	令和5年度から令和9年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,276,100	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 263,738千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計から補助を受ける金額は、1,198,396千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

(令和 5 年 3 月 23 日 掲示済)

### 奈良市告示第 106 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定に基づき公告する。

令和 5 年 3 月 23 日

奈良市長 仲川 元 庸  
(令和 5 年 3 月 23 日 掲示済)

### 奈良市告示第 107 号

奈良市都祁交流センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 5 年 3 月 23 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町 1133 番地  
奈良市都祁交流センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町 13 番 1 号  
一般財団法人 奈良市総合財団  
理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁交流センター条例（平成 17 年奈良市条例第 40 号）第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 交流センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(令和 5 年 3 月 23 日 掲示済)

### 奈良市告示第 108 号

奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 5 年 3 月 23 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市針ヶ別所町 1025 番地  
奈良市都祁農畜産物処理加工施設  
奈良市都祁農林水産物処理加工施設

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市針ヶ別所町 670 番地の 1  
一般社団法人 針ヶ別所未来開発  
代表理事 木村 好成

3 指定管理者の指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関

すること。

- (2) 奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(令和5年3月23日揭示済)

### 奈良市告示第109号

奈良市都祁生涯スポーツセンター等4施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市都祁白石町846番地の5  
奈良市都祁生涯スポーツセンターコート  
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場  
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート  
奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条本町13番1号  
一般財団法人 奈良市総合財団  
理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
  - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が定めること。

(令和5年3月23日揭示済)

### 奈良市告示第110号

奈良市都祁体育館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市都祁白石町1161番地  
奈良市都祁体育館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条本町13番1号  
一般財団法人 奈良市総合財団  
理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
  - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が定めること。

(令和5年3月23日揭示済)

**奈良市告示第112号**

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年3月24日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和5年3月24日揭示済)

**奈良市告示第113号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158号第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年3月24日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 受託者及び徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	大和のわらべうた全集売払収入

- 2 委託の期間

受託者	徴収事務
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで	大和のわらべうた全集売払収入

(令和5年3月24日揭示済)

**奈良市告示第114号**

なら100年会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月24日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市三条宮前町7番1号  
なら100年会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条本町13番1号  
一般財団法人奈良市総合財団  
理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) なら100年会館の事業の実施に関すること。  
(2) なら100年会館の使用承認及び使用制限に関すること。

(3) なら100年会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(令和5年3月24日揭示済)

### 奈良市告示第115号

奈良市ならまちセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東寺林町38番地

奈良市ならまちセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市ならまちセンター市民文化ホール（以下「市民文化ホール」という。）の事業の実施に関すること。

(2) 市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(令和5年3月24日揭示済)

### 奈良市告示第116号

奈良市音声館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳴川町32番地の1

奈良市音声館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市音声館の事業の実施に関すること。

(2) 奈良市音声館の使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 奈良市音声館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(令和5年3月24日揭示済)

### 奈良市告示第117号

奈良市美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平

成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市二条大路南一丁目3番1号  
奈良市美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条本町13番1号  
一般財団法人奈良市総合財団  
理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市美術館の事業の実施に関する事。  
(2) 奈良市美術館の使用承認及び使用制限に関する事。  
(3) 奈良市美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(4) その他市長が定める事。

(令和5年3月24日揭示済)

#### 奈良市告示第118号

奈良市西部会館市民ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市学園南三丁目1番5号  
奈良市西部会館市民ホール
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市杉ヶ町23番地  
公益財団法人奈良市生涯学習財団  
理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市西部会館市民ホール条例(平成12年奈良市条例第14号)第3条に規定する事業の実施に関する事。  
(2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限に関する事。  
(3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(4) その他市長が定める事。

(令和5年3月24日揭示済)

#### 奈良市告示第119号

奈良市北部会館市民文化ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市右京一丁目1番の4  
奈良市北部会館市民文化ホール



## 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

## 3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市北部会館条例（平成16年奈良市条例第17号）第5条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和5年3月24日掲示済)

**奈良市告示第121号**

令和5・6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）を次のように定めます。

令和5年3月27日

奈良市長 仲川 元庸

令和5・6年度 奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5・6年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札・見積合せに参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札・見積合せに参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

## 1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 2 受付期間 令和5年4月3日（月）から令和6年9月30日（月）まで

3 申請方法 別表第1の書類をクリアーホルダー（A4）に入れ、郵送申請でのみ受け付けます。

※1 受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票（受付時）、入札参加資格審査結果通知書及び電子入札業者番号通知書（電子入札番号未送付者のみ）を送付しますので、住所・業者

名・担当者名を明記し84円切手を貼り付けた返信用封筒を2通同封してください。(それぞれに切手が必要です)

※2 同受付票(原本)、結果通知書(原本)、番号通知書は申請業者へ送付します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票(写し)及び結果通知書(写し)の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。(切手が必要です)

4 郵送先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約課契約係

5 登録有効期間

入札参加資格審査結果通知日から令和7年3月31日まで

6 その他留意事項

(1) 各証明書(写し)は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。

(2) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には入札参加資格を保留します。

(3) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。

(4) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。

(5) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

7 問い合わせ先

奈良市総務部契約課契約係 電話番号 0742-34-4743 (ダイヤルイン)

奈良市企業局企業総務課総務係 電話番号 0742-34-5200 (代表)

※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。

別表第1

提出書類

書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1 入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2 入札参加資格審査申請調査書 (第2号様式)	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3 業者情報及び販売高調査書 (第3号様式)	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4 契約実績調査書 (第4号様式)	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5 取扱メーカー調査書 (第5号様式)	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6 資格(技術)者等調査書 (第6号様式)	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・許可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
7 委任状 (第7号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を採削してください。また、追加事項があれば追加してください。
8 商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
9 財務諸表の写し(直近2年度分)	○	○	法人の場合:貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し 個人の場合:①青色申告の場合:所得税確定申告書の写し、青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し ②白色申告の場合:所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し ※所得税確定申告書の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
10 納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者 ■市・県民税…当該年度と過去2年度分(法人は法人市民税) ■固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分) *市外業者 ■個人…所得税(その3又はその3の2) ■法人…法人税(その3又はその3の3) ■固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分)	○	○	市内業者・準市内業者 当該年度分と過去2年度分の市・県民税(法人においては法人市民税)及び固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) 入札参加資格審査申請時において当該年度が確定していない場合は、過去2年度分  市外業者 所得税(法人においては法人税)及び当該年度分と過去2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分
11 納付証明書(写し可) ■国民健康保険料…当該年度と過去2年度分(本市の国民健康保険料を賦課された者)		○	当該年度分と過去2年度分の国民健康保険料(国保年金課で証明) 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分
12 調査票	○	○	調査票と併せて該当する登録書等の写しを必ず添付してください。
13 誓約書	○	○	
14 入札参加資格審査申請書受付票 (第8号様式)	○	○	あらかじめ、商号又は名称を記入しておいてください。
(注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○印は、必ず提出するもの。</li> <li>△印は、必要な方が提出するもの。</li> <li>提出書類は、クリアーホルダー(A4)に入れて提出してください。</li> </ul>		

(令和5年3月27日揭示済)

### 奈良市告示第123号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年3月27日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和5年3月27日揭示済)

### 奈良市告示第124号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年3月27日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和5年3月27日揭示済)

### 奈良市告示第125号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年3月28日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)2通
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和5年3月28日揭示済)

### 奈良市告示第138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により押上町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	迎田 充弘 奈良市押上町10番地	長田 吉史 奈良市押上町58番地

2 変更の年月日

令和5年1月22日

(令和5年3月30日掲示済)

**奈良市告示第140号**

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日から次に掲げる市道の路線の供用を廃止する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m) 幅員 (m)
1	中部第899号線	奈良市あやめ池南三丁目191番1地先から	奈良市あやめ池南四丁目172番1地先まで	L=93.0 W=6.0~6.9
2	中部第1759号線	奈良市中山町1487番1地先から	奈良市中山町1738番6地先まで	L=86.4 W=6.1~8.1
3	西部第944号線	奈良市中町3121番地先から	奈良市中町3327番244地先まで	L=716.6 W=0.7~2.4
4	西部第1453号線	奈良市鶴舞東町657番33地先から	奈良市鶴舞東町657番31地先まで	L=394.5 W=10.0~10.0

(令和5年3月31日掲示済)

**奈良市告示第141号**

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日から次に掲げる路線を本市の市道路線に認定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	南部第725号線	奈良市恋の窪一丁目607番12地先から	奈良市607番7地先まで	L=44.2 W=6.0~10.0
2	南部第726号線	奈良市大安寺二丁目43番16地先から	奈良市大安寺二丁目43番12地先まで	L=62.8 W=6.0~8.0
3	南部第727号線	奈良市大安寺三丁目96番5地先から	奈良市大安寺三丁目85番10地先まで	L=28.8 W=6.0~8.0
4	南部第728号線	奈良市出屋敷町37番10地先から	奈良市出屋敷町37番17地先まで	L=28.6 W=6.0~8.0
5	南部第729号線	奈良市出屋敷町37番16地先から	奈良市出屋敷町37番12地先まで	L=25.4 W=6.0~8.0
6	南部第730号線	奈良市古市町1398番8地先から	奈良市古市町1398番2地先まで	L=20.7 W=6.0~9.0
7	南部第731号線	奈良市八条町848番1地先から	奈良市八条町848番23地先まで	L=126.0 W=6.0~8.0

8	北部第822号線	奈良市南京終町一丁目85番5地先から	奈良市南京終町一丁目85番34地先まで	L=110.2 W=4.0
9	北部第823号線	奈良市大森西町180番地地先から	奈良市大森西町174番4地先まで	L=97.1 W=6.0
10	北部第824号線	奈良市川上町563番16地先から	奈良市川上町563番20地先まで	L=128.1 W=6.0~8.0
11	北部第825号線	奈良市高畑町170番10地先から	奈良市高畑町165番21地先まで	L=62.3 W=6.0~8.0
12	北部第826号線	奈良市南京終町四丁目241番2地先から	奈良市桂木町295番2地先まで	L=766.0 W=16.0~18.0
13	中部第899号線	奈良市あやめ池南三丁目1434番11地先から	奈良市中あやめ池南四丁目1440番16地先まで	L=222.4 W=6.0~6.9
14	中部第1759号線	奈良市中山町1487番1地先から	奈良市中山町1736番2地先まで	L=115.7 W=6.1~8.1
15	中部第1766号線	奈良市あやめ池南三丁目1440番48地先から	奈良市あやめ池南三丁目1440番47地先まで	L=57.7 W=6.0~8.0
16	中部第1767号線	奈良市あやめ池北三丁目1158番7地先から	奈良市あやめ池北三丁目1158番21地先まで	L=74.2 W=6.0~8.0
17	中部第1768号線	奈良市押熊町647番1地先から	奈良市押熊町647番21地先まで	L=113.5 W=6.0~8.0
18	西部第1769号線	奈良市平松二丁目326番6地先から	奈良市平松二丁目331番3地先まで	L=21.2 W=6.0~8.0
19	中部第1770号線	奈良市中山町1534番5地先から	奈良市中山町1534番9地先まで	L=34.2 W=6.0~8.0
20	中部第1771号線	奈良市疋田町529番10地先から	奈良市疋田町529番16地先まで	L=63.0 W=6.0~8.0
21	中部第1772号線	奈良市疋田町五丁目450番10地先から	奈良市疋田町五丁目450番6地先まで	L=40.7 W=6.0~8.0
22	中部第1773号線	奈良市秋篠町930番8地先から	奈良市秋篠町936番3地先まで	L=171.1 W=6.0~8.0
23	中部第1774号線	奈良市秋篠町934番3地先から	奈良市秋篠町934番6地先まで	L=26.7 W=6.0~8.0
24	西部第1453号線	奈良市鶴舞東町657番33地先から	奈良市鶴舞東町657番41地先まで	L=462.0 W=10.0~10.0
25	西部第1510号線	奈良市鶴舞東町657番43地先から	奈良市鶴舞東町657番31地先まで	L=32.0 W=4.4
26	西部第1511号線	奈良松陽台四丁目1800番49地先から	奈良市松陽台四丁目1793番地先まで	L=48.6 W=6.0
27	西部第1512号線	奈良市学園新田町2947番65地先から	奈良市学園新田町2947番72地先まで	L=85.5 W=6.0~8.0
28	西部第1513号線	奈良市藤ノ木台三丁目1番986地先から	奈良市藤ノ木台三丁目1番977地先まで	L=73.4 W=6.0~8.0
29	西部第1514号線	奈良市藤ノ木台三丁目1番988地先から	奈良市藤ノ木台三丁目1番981地先まで	L=65.9 W=6.0~8.0

30	西部第1515号線	奈良市北登美ヶ丘六丁目1260番1地先から	奈良市北登美ヶ丘六丁目1233番2地先まで	L=55.1 W=6.0~11.0
----	-----------	-----------------------	-----------------------	----------------------

(令和5年3月31日掲示済)

**奈良市告示第142号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日から次のように道路の区域を決定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	南部第725号線	奈良市恋の窪一丁目607番12地先から	奈良市恋の窪一丁目607番7地先まで	L=44.2 W=6.0~10.0
2	南部第726号線	奈良市大安寺二丁目43番16地先から	奈良市大安寺二丁目43番12地先まで	L=62.8 W=6.0~8.0
3	南部第727号線	奈良市大安寺三丁目96番5地先から	奈良市大安寺三丁目85番10地先まで	L=28.8 W=6.0~8.0
4	南部第728号線	奈良市出屋敷町37番10地先から	奈良市出屋敷町37番17地先まで	L=28.6 W=6.0~8.0
5	南部第729号線	奈良市出屋敷町37番16地先から	奈良市出屋敷町37番12地先まで	L=25.4 W=6.0~8.0
6	南部第730号線	奈良市古市町1398番8地先から	奈良市古市町1398番2地先まで	L=20.7 W=6.0~9.0
7	南部第731号線	奈良市八条町848番1地先から	奈良市八条町848番23地先まで	L=126.0 W=6.0~8.0
8	北部第822号線	奈良市南京終町一丁目85番5地先から	奈良市南京終町一丁目85番34地先まで	L=110.2 W=4.0
9	北部第823号線	奈良市大森西町180番地地先から	奈良市大森西町174番4地先まで	L=97.1 W=6.0
10	北部第824号線	奈良市川上町563番16地先から	奈良市川上町563番20地先まで	L=128.1 W=6.0~8.0
11	北部第825号線	奈良市高畑町170番10地先から	奈良市高畑町165番21地先まで	L=62.3 W=6.0~8.0
12	北部第826号線	奈良市南京終町四丁目241番2地先から	奈良市桂木町295番2地先まで	L=766.0 W=16.0~18.0
13	中部第899号線	奈良市あやめ池南三丁目1434番11地先から	奈良市中あやめ池南四丁目1440番16地先まで	L=222.4 W=6.0~6.9
14	中部第1759号線	奈良市中山町1487番1地先から	奈良市中山町1736番2地先まで	L=115.7 W=6.1~8.1
15	中部第1766号線	奈良市あやめ池南三丁目1440番48地先から	奈良市あやめ池南三丁目1440番47地先まで	L=57.7 W=6.0~8.0
16	中部第1767号線	奈良市あやめ池北三丁目1158番7地先から	奈良市あやめ池北三丁目1158番21地先まで	L=74.2 W=6.0~8.0
17	中部第1768号線	奈良市押熊町647番1地先から	奈良市押熊町647番21地先まで	L=113.5 W=6.0~8.0
18	西部第1769号線	奈良市平松二丁目326番6地先から	奈良市平松二丁目331番3地先まで	L=21.2 W=6.0~8.0

19	中部第1770号線	奈良市中山町1534番5地先から	奈良市中山町1534番9地先まで	L=34.2 W=6.0~8.0
20	中部第1771号線	奈良市疋田町529番10地先から	奈良市疋田町529番16地先まで	L=63.0 W=6.0~8.0
21	中部第1772号線	奈良市疋田町五丁目450番10地先から	奈良市疋田町五丁目450番6地先まで	L=40.7 W=6.0~8.0
22	中部第1773号線	奈良市秋篠町930番8地先から	奈良市秋篠町936番3地先まで	L=171.1 W=6.0~8.0
23	中部第1774号線	奈良市秋篠町934番3地先から	奈良市秋篠町934番6地先まで	L=26.7 W=6.0~8.0
24	西部第1453号線	奈良市鶴舞東町657番33地先から	奈良市鶴舞東町657番41地先まで	L=462.0 W=10.0~10.0
25	西部第1510号線	奈良市鶴舞東町657番43地先から	奈良市鶴舞東町657番31地先まで	L=32.0 W=4.4
26	西部第1511号線	奈良市松陽台四丁目1800番49地先から	奈良市松陽台四丁目1793番地先まで	L=48.6 W=6.0
27	西部第1512号線	奈良市学園新田町2947番65地先から	奈良市学園新田町2947番72地先まで	L=85.5 W=6.0~8.0
28	西部第1513号線	奈良市藤ノ木台三丁目1番986地先から	奈良市藤ノ木台三丁目1番977地先まで	L=73.4 W=6.0~8.0
29	西部第1514号線	奈良市藤ノ木台三丁目1番988地先から	奈良市藤ノ木台三丁目1番981地先まで	L=65.9 W=6.0~8.0
30	西部第1515号線	奈良市北登美ヶ丘六丁目1260番1地先から	奈良市北登美ヶ丘六丁目1233番2地先まで	L=55.1 W=6.0~11.0

(令和5年3月31日掲示済)

**奈良市告示第143号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日から次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	南部第725号線	奈良市恋の窪一丁目607番12地先から	奈良市恋の窪一丁目607番7地先まで	L=44.2 W=6.0~10.0
2	南部第726号線	奈良市大安寺二丁目43番16地先から	奈良市大安寺二丁目43番12地先まで	L=62.8 W=6.0~8.0
3	南部第727号線	奈良市大安寺三丁目96番5地先から	奈良市大安寺三丁目85番10地先まで	L=28.8 W=6.0~8.0
4	南部第728号線	奈良市出屋敷町37番10地先から	奈良市出屋敷町37番17地先まで	L=28.6 W=6.0~8.0
5	南部第729号線	奈良市出屋敷町37番16地先から	奈良市出屋敷町37番12地先まで	L=25.4 W=6.0~8.0
6	南部第730号線	奈良市古市町1398番8地先から	奈良市古市町1398番2地先まで	L=20.7 W=6.0~9.0
7	南部第731号線	奈良市八条町848番1地先から	奈良市八条町848番23地先まで	L=126.0 W=6.0~8.0



8	北部第822号線	奈良市南京終町一丁目85番5地先から	奈良市南京終町一丁目85番34地先まで	L=110.2 W=4.0
9	北部第823号線	奈良市大森西町180番地地先から	奈良市大森西町174番4地先まで	L=97.1 W=6.0
10	北部第824号線	奈良市川上町563番16地先から	奈良市川上町563番20地先まで	L=128.1 W=6.0~8.0
11	北部第825号線	奈良市高畑町170番10地先から	奈良市高畑町165番21地先まで	L=62.3 W=6.0~8.0
12	中部第899号線	奈良市あやめ池南三丁目1434番11地先から	奈良市中あやめ池南四丁目1440番16地先まで	L=222.4 W=6.0~6.9
13	中部第1759号線	奈良市中山町1487番1地先から	奈良市中山町1736番2地先まで	L=115.7 W=6.1~8.1
14	中部第1766号線	奈良市あやめ池南三丁目1440番48地先から	奈良市あやめ池南三丁目1440番47地先まで	L=57.7 W=6.0~8.0
15	中部第1767号線	奈良市あやめ池北三丁目1158番7地先から	奈良市あやめ池北三丁目1158番21地先まで	L=74.2 W=6.0~8.0
16	中部第1768号線	奈良市押熊町647番1地先から	奈良市押熊町647番21地先まで	L=113.5 W=6.0~8.0
17	西部第1769号線	奈良市平松二丁目326番6地先から	奈良市平松二丁目331番3地先まで	L=21.2 W=6.0~8.0
18	中部第1770号線	奈良市中山町1534番5地先から	奈良市中山町1534番9地先まで	L=34.2 W=6.0~8.0
19	中部第1771号線	奈良市疋田町529番10地先から	奈良市疋田町529番16地先まで	L=63.0 W=6.0~8.0
20	中部第1772号線	奈良市疋田町五丁目450番10地先から	奈良市疋田町五丁目450番6地先まで	L=40.7 W=6.0~8.0
21	中部第1773号線	奈良市秋篠町930番8地先から	奈良市秋篠町936番3地先まで	L=171.1 W=6.0~8.0
22	中部第1774号線	奈良市秋篠町934番3地先から	奈良市秋篠町934番6地先まで	L=26.7 W=6.0~8.0
23	西部第1453号線	奈良市鶴舞東町657番33地先から	奈良市鶴舞東町657番41地先まで	L=462.0 W=10.0~10.0
24	西部第1510号線	奈良市鶴舞東町657番43地先から	奈良市鶴舞東町657番31地先まで	L=32.0 W=4.4
25	西部第1511号線	奈良市松陽台四丁目1800番49地先から	奈良市松陽台四丁目1793番地先まで	L=48.6 W=6.0
26	西部第1512号線	奈良市学園新田町2947番65地先から	奈良市学園新田町2947番72地先まで	L=85.5 W=6.0~8.0
27	西部第1513号線	奈良市藤ノ木台三丁目1番986地先から	奈良市藤ノ木台三丁目1番977地先まで	L=73.4 W=6.0~8.0
28	西部第1514号線	奈良市藤ノ木台三丁目1番988地先から	奈良市藤ノ木台三丁目1番981地先まで	L=65.9 W=6.0~8.0
29	西部第1515号線	奈良市北登美ヶ丘六丁目1260番1地先から	奈良市北登美ヶ丘六丁目1233番2地先まで	L=55.1 W=6.0~11.0

(令和5年3月31日掲示済)

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日から、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	富雄阪奈線	奈良市三碓三丁目126番地先から 奈良市三碓四丁目79番2地先まで	前	4.5~4.4	65.0	
			後	5.7~4.4	65.0	
2	中町線	奈良市藤ノ木台二丁目511番1地先から 奈良市千代ヶ丘三丁目6番2地先まで	前	5.0~5.0	79.3	
			後	7.4~5.0	79.3	
3	北部第178号線	奈良市春日野町158番1地先から 奈良市高畑町1541番1地先まで	前	3.0~2.2	16.5	
			後	3.0~2.0	16.5	
4	北部第307号線	奈良市南京終町67番4地先から 奈良市南京終町37番1地先まで	前	3.8~2.0	39.1	
			後	2.8~2.0	10.4	
5	北部第308号線	奈良市南京終町62番1地先から 奈良市南京終町44番14地先まで	前	4.1~4.1	16.8	
			後	4.1~4.1	3.8	
6	中部第1342号線	奈良市中山町1617番11地先から 奈良市中山町1698番5地先まで	前	6.1~4.2	99.7	
			後	6.2~6.0	99.7	
7	中部第1190号線	奈良市歌姫町1807番1地先から 奈良市歌姫町1805番4地先まで	前	16.7~ 16.4	29.7	
			後	16.7~ 11.2	29.7	
8	中部第1511号線	奈良市菅原東二丁目349番地先から 奈良市青野町56番1地先まで	前	16.0~ 16.0	0.0	
			後	16.0~ 16.0	43.5	
9	西部第642号線	奈良市中町511番1地先から 奈良市中町508番9地先まで	前	7.0~6.5	57.1	
			後	8.5~6.5	57.1	
10	北部第557号線	奈良市南京終町38番3地先から 奈良市南京終町37番1地先まで	前	3.6~3.5	13.7	
			後	3.6~3.6	8.0	

(令和5年3月31日掲示済)

**奈良市告示第145号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日から、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間		延長(m)	幅員(m)
1	富雄阪奈線	奈良市三碓三丁目126番地先から	奈良市三碓四丁目79番2地先まで	L=65.0	W=5.7~4.4
2	中町線	奈良市藤ノ木台二丁目511番1地先から	奈良市千代ヶ丘三丁目6番2地先まで	L=79.3	W=7.4~5.0
3	北部第178号線	奈良市春日野町158番1地先から	奈良市高畑町1541番1地先まで	L=16.5	W=3.0~2.0

4	北部第307号線	奈良市南京終町67番4地先から	奈良市南京終町37番1地先まで	L=10.4 W=2.8~2.0
5	北部第308号線	奈良市南京終町62番1地先から	奈良市南京終町44番14地先まで	L=3.8 W=4.1~4.1
6	中部第1342号線	奈良市中山町1617番11地先から	奈良市中山町1698番5地先まで	L=99.7 W=6.2~6.0
7	中部第1190号線	奈良歌姫町1807番1地先から	奈良市歌姫町1805番4地先まで	L=29.7 W=16.7~11.2
8	中部第1511号線	奈良市菅原東二丁目349番地先から	奈良市青野町56番1地先まで	L=43.5 W=16.0~16.0
9	西部第642号線	奈良市中町511番1地先から	奈良市中町508番9地先まで	L=57.1 W=8.5~6.5
10	北部第557号線	奈良市南京終町38番3地先から	奈良市南京終町37番1地先まで	L=8.0 W=3.6~3.6

(令和5年3月31日掲示済)

**奈良市告示第146号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日から、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	南部第243号線	奈良市北之庄町668番地先から 奈良市北之庄町152番4地先まで	前	5.5~11.6	852.5	
			後	5.5~12.0	852.5	
2	北部第251号線	奈良市南紀寺町一丁目224番1地先 奈良市古市町1458番地先まで	前	2.9~12.0	630.8	
			後	2.9~12.0	630.8	
3	中部第284号線	奈良市四条大路二丁目828番地先から 奈良市四条大路二丁目40番1地先まで	前	2.3~4.9	377.9	
			後	2.3~4.9	377.9	
4	中部第377号線	奈良市七条西町一丁目627番177地先から 奈良市七条西町一丁目627番245地先まで	前	5.2~17.6	381.3	
			後	5.2~17.6	381.3	
5	中部第1003号線	奈良市神功二丁目4番17地先から 奈良市神功二丁目3番1地先まで	前	6.0~6.0	181.0	
			後	6.0~6.0	181.0	
6	中部第1164号線	奈良市朱雀一丁目5番15地先から 奈良市朱雀一丁目1番11地先まで	前	6.0~8.0	449.7	
			後	6.0~8.1	449.7	
7	中部第1639号線	奈良市あやめ池南八丁目1114番2地先から 奈良市疋田町522番3地先まで	前	6.0~8.0	351.8	
			後	6.0~8.0	351.8	
8	山陵平城線	奈良市山陵町1441番1地先から 奈良市山陵町446番地先まで	前	2.4~10.8	1859.4	
			後	2.4~10.8	1859.4	
9	馬場・針線	奈良市針町中条寺345番1地先から 奈良市都祁馬場町堂山631地先まで	前	4.2~16.0	2469.3	
			後	4.2~16.0	2469.3	

(令和5年3月31日掲示済)

**奈良市告示第147号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日から、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間		延長 (m) 幅員 (m)
1	南部第243号線	奈良市北之庄町668番地先から	奈良市北之庄町152番4地先まで	L=852.5 W=5.5~12.0
2	北部第251号線	奈良市南紀寺町一丁目224番1地先から	奈良市古市町1458番地先まで	L=630.8 W=2.9~12.0
3	中部第284号線	奈良市四条大路二丁目828番地先から	奈良四条大路二丁目40番1地先まで	L=377.9 W=2.3~4.9
4	中部第377号線	奈良市七条西町一丁目627番177地先から	奈良市七条西町一丁目627番245番地先まで	L=381.3 W=5.2~17.6
5	中部第1003号線	奈良市神功二丁目4番17地先から	奈良市神功二丁目3番1地先まで	L=181.0 W=6.0~6.0
6	中部第1164号線	奈良市朱雀一丁目5番15地先から	奈良市朱雀一丁目1番11地先まで	L=449.7 W=6.0~8.1
7	中部第1639号線	奈良市あやめ池南八丁目1114番2地先から	奈良市疋田町522番3地先まで	L=351.8 W=6.0~8.0
8	山陵平城線	奈良市山陵町1441番1地先から	奈良市山陵町446番地先まで	L=1859.4 W=2.4~10.8
9	馬場・針線	奈良市針町中条寺345番1地先から	奈良市都祁馬場町堂山631地先まで	L=2469.3 W=4.2~16.0

(令和5年3月31日掲示済)

**奈良市告示第148号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日から、次のように道路の区域を決定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間		延長 (m) 幅員 (m)
1	西大寺一条線	奈良市西大寺東町二丁目55番1地先から	奈良市栄町2315番2地先まで	L=129.75 W=112.5
2	中部第1655号線	奈良市西大寺栄町2316番3地先から	奈良市西大寺栄町2325番1地先まで	L=107.0 W=6.0~11.2

(令和5年3月31日掲示済)

**奈良市告示第149号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日から、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間		延長 (m) 幅員 (m)
1	西大寺一条線	奈良市西大寺東町二丁目55番1地先から	奈良市西大寺栄町2315番2地先まで	L=129.75 W=112.5

2	中部第 1655 号線	奈良市西大寺栄町 2316 番 3 地 先から	奈良市西大寺栄町 2325 番 1 地 先まで	L=107.0 W=6.0~11.2
---	-------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------

(令和 5 年 3 月 31 日揭示済)

**奈良市告示第 150 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

道路の種類	奈良市道
路線名	中部第 639 号線、油阪芝辻線
占用を制限する区域 ※別添図面参照	中部第 639 号線 三条本町 29 番 4 地先から三条大宮町 236 番 1 地先まで 油阪芝辻線 大宮町一丁目 73 番 7 地先から大宮二丁目 82 番 5 地先まで
制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
占用を制限する理由	緊急輸送道路の制限を制限することより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
占用の制限の開始の期日	令和 5 年 4 月 1 日

別添省略

(令和 5 年 3 月 31 日揭示済)

**奈良市告示第 151 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 許可の年月日及び番号  
令和 5 年 1 月 17 日 奈良市指令整開 第 22A-31 号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 令和 5 年 3 月 31 日 第 1839 号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市西九条町五丁目 2 番 3 及び 2 番 9
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
兵庫県神戸市中央区磯上通四丁目 3 番 10 号  
アサノ不動産株式会社 代表取締役 浅野 賀則

(令和 5 年 3 月 31 日揭示済)

**奈良市告示第 154 号**

奈良市総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 5 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市左京五丁目 3 番地の 1  
奈良市総合福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良杏町 79 番地の 4  
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会  
会長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市総合福祉センター条例（昭和 59 年奈良市条例第 11 号）第 5 条（第 3 号を除く。）、第 9 条、第 14 条及び第 16 条に掲げる事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市総合福祉センター（みどりの家はり・きゅう治療所を除く。）の利用承認及び利用制限に関する事。
  - (3) 奈良市総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(令和 5 年 3 月 31 日揭示済)

### 奈良市告示第 155 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和 5 年 3 月 22 日
- 3 移動対象区域  
近鉄富雄駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間  
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
    - ア 移動費 自転車 2,000 円  
原動機付自転車 4,000 円
    - イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 5 年 3 月 31 日揭示済)

### 奈良市告示第 156 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年3月27日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

- ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円

- イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和5年3月31日揭示済）

監

査

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年3月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
 同 中 本 勝  
 同 横 井 雄 一  
 同 藤 田 幸 代

資産管理課

監査結果公表日 令和4年12月28日（奈良市監査委員告示第22号）

措置結果通知日 令和5年3月8日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>市庁舎レースカーテンの施設修繕料について、予定価格が40万円であったため2者からの見積り合わせを行っていたが、うち1者は内装の施工を請け負っていない、主に土木工事を請け負う業者にもかかわらず見積りを依頼し、また、当該業者は見積書を発行していた。</p> <p>所管課によると、誤って依頼してしまったとのことであったが、このような行為は見積り合わせが形骸化</p>	<p>令和5年1月以降、業者選定については担当職員だけでなく、課内で複数人によるチェック体制を整え、施工内容に即した業者を選定することを徹底し、適正な見積り合わせを行うよう改めました。</p> <p>今後も適正な執行に努めて参ります。</p>

しているようにも見受けられる。  
見積り合わせは、適正な見積書に基づいて価格比較  
するために行うものであることから、施工内容に即し  
た業者選定を行われたい。

(令和5年3月30日揭示済)

### 奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人福竹徹から監査の結果  
に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別添のとおり公表します。

令和5年3月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 横 井 雄 一  
同 藤 田 幸 代

別添省略

(令和5年3月30日揭示済)

### 奈良市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9  
項の規定により公表します。

令和5年3月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 横 井 雄 一  
同 藤 田 幸 代

奈 監 第 93 号  
令和5年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸 様  
奈良市議会議員 北 良 晃 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 横 井 雄 一  
同 藤 田 幸 代

#### 定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査（継続監査分）を実施したので、その  
結果を同条第9項の規定により報告します。

#### 1 監査対象

総務部 納税課  
福祉部 国保年金課

#### 2 監査期間

令和4年10月7日から令和5年3月29日まで

#### 3 監査方法

令和3年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和4年5月末日現在（一部は同年3月末日  
現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類  
の通査、照合等を行う方法で監査を実施しました。

#### 4 監査結果

継続監査の結果は、次のとおりである。なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14



項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総務部

納税課

【指摘】

市税において出納整理期間中に還付処理ができていない額について、同期間中に翌年度の歳入に振り替える処理を行っていた。また、決算上の還付未済額について、還付処理ができていない額に加え、還付処理を行ったもののうち還付対象者が受け取っていない額も含まれていた。

市税の収入済額の中には、過誤納による納税者への還付が必要なものが含まれている。この還付が必要なものについては、還付処理を行い収入済額から減額し、出納整理期間中に還付処理ができていない額については収入済額に含めることとされている。また、決算上の還付未済額は、収入済額のうち還付処理ができていない額のみを表示することとされている。

還付未済額は、今後の決算においては正確な計数をつかんだ上で、収入済額に含められたい。

【指摘】

市税の滞納繰越事務において、当初調定額が本来の計数と異なっていた。

これは、滞納繰越が納税課と課税担当課の両課にまたがった事務であることが一因と考えられる。

滞納繰越は、債権管理を適正に行うために必要な手続であることから、両課間で適切に連携を図るとともに、前年度の収入未済額も参照した上で正確な調定額をつかまれたい。

福祉部

国保年金課

【指摘】

国民健康保険料の滞納繰越事務において、当初調定額が本来の計数と異なっていた。

これは、国民健康保険料の収入済額には過誤納に伴う還付未済額が含まれていることから、滞納繰越額を算出する際に、前年度の収入未済額に還付未済額を加算する必要があったが、所管課では加算が行われていなかったことが原因であった。

滞納繰越は、債権管理を適正に行うために必要な手続であることから、正確な額で調定を行われたい。

(令和5年3月31日掲示済)

**奈良市監査委員告示第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年3月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 横 井 雄 一  
同 藤 田 幸 代  
奈 監 第 95 号  
令和5年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸 様  
奈良市議会議長 北 良 晃 様  
奈良市教育長 北 谷 雅 人 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 横 井 雄 一  
同 藤 田 幸 代

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は令和3年度の財務に関する事務の執行について実施したため、監査対象は旧校名で表記し

ています。

#### 1 監査対象

市民部 地域づくり推進課（東寺林連絡所を含む。）

文化振興課 スポーツ振興課

月ヶ瀬行政センター

総務住民課 地域振興課

都祁行政センター

総務住民課 地域振興課

東部出張所 北部出張所

(消防局) 消防課 指令課

(教育委員会)

教育部 教育政策課 教職員課 文化財課 埋蔵文化財調査センター

中央図書館（西部図書館、北部図書館を含む。） 教育支援・相談課

中学校 興東館柳生、登美ヶ丘、飛鳥、登美ヶ丘北

小学校 飛鳥、帯解、伏見、鶴舞、右京、東登美ヶ丘、二名、西大寺北、左京

#### 2 監査期間

令和5年1月13日から令和5年3月29日まで

#### 3 監査方法

令和3年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和4年5月末日現在（一部は同年3月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施しました。

#### 4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民部

地域づくり推進課（東寺林連絡所を含む。）

#### 【意見】

奈良市ポイント制度について、令和2年度に行った定期監査において意見したことに対するその後の状況を確認したところ、委託契約の相手先を実質的に業務を行っている株式会社アール・アイ・シーとし、奈良市ポイント管理業務委託料の消費税を外税から内税に改められてはいたものの、それ以外は是正されていなかった。是正されていない事項について、速やかに是正措置されたい。

加えて、奈良市ポイントの有効期限について、以下のとおり問題点があった。

受託事業者が管理している奈良市ポイントのホームページ上に、「新型コロナウイルス感染症の影響で奈良市ポイントのご利用が難しい状況が続いています。現在奈良市ポイントは最終の利用履歴から1年間の有効期限がありますが、平成31年4月1日から令和3年3月31日で失効の奈良市ポイントは、令和4年3月31日まで利用可能になりました。」と掲載されていた。しかし、市がその意思決定をしたことを証する書面はなく、また、それ以降の延長については奈良市ポイントのホームページにも掲載されていなかった。所管課の説明では、有効期限は延長されている認識であるとのことであったが、有効期限を再延長することについても市の意思決定を証する書面はなかった。有効期限はポイントの管理上重要事項であるので、有効期限を延長するか否か、また、延長はいつからいつまでの期間にするかを市において確実に意思決定を行われたい。その上で奈良市ポイントのホームページ上で公表するよう委託事業者を指導されたい。

#### 【令和2年度第2回定期監査意見】

奈良市ポイント制度は、高齢者の外出機会の創出や健康への意識付けによる健康寿命の延伸、社会貢献活動への参加による市民参画意識の向上を目的として、平成27年1月から開始され、監査時点では、長寿健康ポイント、ボランティアポイント、健康増進ポイント、健康スポーツポイント、多子世帯支援ポイント及び環境ポイントの6つの事業で実施されている。

奈良市ポイント制度の管理運営を行う事務局（以下「事務局」という。）業務の委託については、制度開始当初の平成26年度にプロポーザル方式により、一般社団法人地域づくり支援機構が選定され、以降は「平成26年度からシステム構築、運営、保守、HP運営の実績があり、他社では技術面で困難」として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号による随意契約で、引き続き一般社団法人地域づくり支援機構が業務を受託している。

市から事務局への支払は、奈良市ポイント制度システム運営業務委託料（以下「運営委託料」という。）と奈良市ポイント制度ポイント管理業務委託料（以下「管理委託料」という。）の2種類がある。運営委託料（年額約1,720万円）は、ポイント制度全般の運営に関するものである。また、管理委託料（予算額約1,780万円・1ポイントあたり1円（税抜））は、貯まったポイントの特産品等と交換するために用いる原資（以下「原資」という。）であり、市の事業で付与したポイント数に応じて支払われている。

ポイント制度に関わる当事者は、市（地域づくり推進課（以下「制度所管課」という。）、各ポイント事業の所管課（以下「事業所管課」という。）及び出張所等）、事務局、利用者、加盟店、特産品提供者、金券類の印刷業者及びバス会社等が挙げられる。

ポイント制度における「貯める」、「使う」の流れは以下のとおりである。

「ポイントを貯める」に関する流れ

- ①利用者が、市の指定事業に参加又は加盟店で買物やサービスの提供を受ける。



- ②市若しくは事務局又は加盟店が、利用者にポイントを付与する。



- ③市又は加盟店が、ポイント付与分相当額を月1回事務局へ支払う。

「ポイントを使う」に関する流れ

- ①利用者が、ポイントを使い加盟店で買物、市窓口で金券類（バスチャージ券、タクシー券及び風呂券）若しくは特産品と交換申請し、又はインターネットを通じて金券類若しくは特産品と交換申請する（バスチャージ券はバス会社営業所に持参しICカードにチャージする。）。

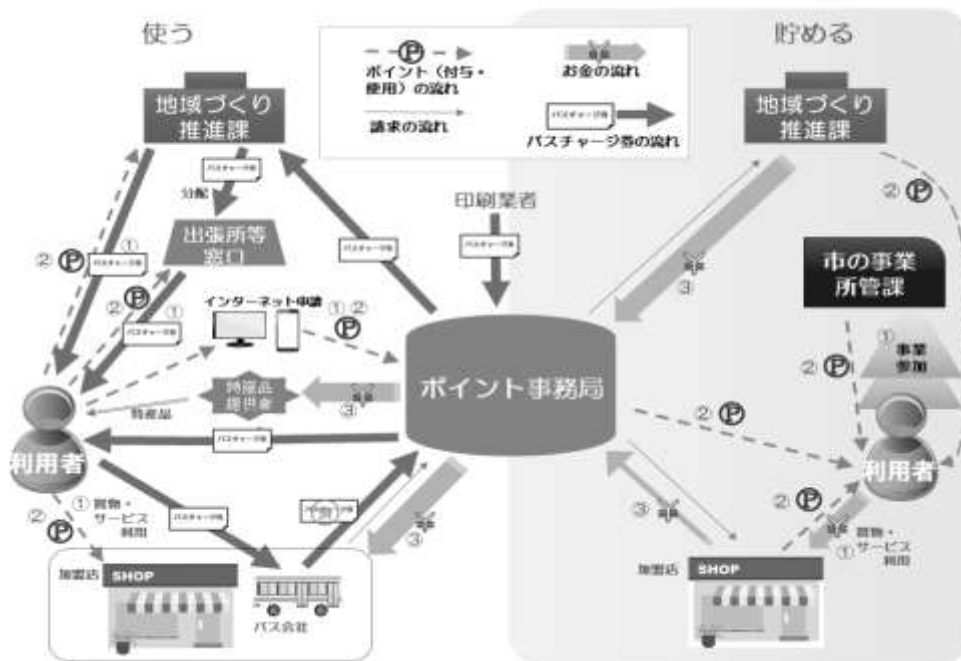


- ②市若しくは事務局又は加盟店が、利用者が使ったポイントに応じて、利用者のポイントを引き去る。



- ③事務局が、利用者によるポイント利用分相当額の特産品提供者、加盟店、バス会社等へ支払う。

奈良市ポイント制度の概略図



これらの流れの中において、以下のような多数のリスクを内包していると考えられる。

リスクとして考えられる点

<ポイントを貯める>

(1)市の事業でポイントを付与する際のリスクについて

ア ポイント付与が手入力のため、ポイントが本来より多く又は少なく付いてしまうリスクがある（後日付与分を含む。）。

イ ポイント付与が手入力のため、紛失等の際の再発行で旧カードから新カードへポイントの移行を行う際に、旧カードのポイントが正しく移行されないリスクがある。

ウ 利用者のICカードがなくてもポイント付与の端末にアクセス可能な者であれば、遠隔でポイントを付けることができ、その際ポイントが本来より多く又は少なく付いてしまうリスクがある。

エ ポイント付与の端末の一部において、重複付与を認識する設定にしていなかったため、同一人に対し同一事業について重複してポイントが付いてしまうリスクがある。

オ 事業の参加記録等を保有する事業所管課と制度所管課との情報共有が図られておらず、ポイント付与実績が正しいかどうかを検証するための突合ができていない。

(2)市の事業で付与したポイント管理委託料を支払う際のリスクについて

ア 事務局からの報告を基に管理委託料を支払っているが、上記(1)のポイント付与状況の妥当性を制度所管課が検証していないため、事務局からの請求に誤りがあっても、間違いに気付かずに支払ってしまう。

(3)ポイント引換えの原資（現金預金）の管理について

ア 原資（現金預金）残高とポイント残高を事務局が突合しているか制度所管課が把握していないため、原資の入金額、出金額のミスなどがあっても、間違いに気付かない。

イ 有効期限を迎えたポイントに相当する原資について、事務局から市へ返還を受けているが、その金額に妥当性があるか制度所管課が検証していないため、実際に失効したポイントに相当する金額と返金を受けた金額に差が生じていても気付かない。

ウ 市の事業でポイントを付与した場合、制度所管課から事務局へ1ポイントあたり1円に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加算した金額を支払っているが、上記イの失効ポイント分の返還額には、消費税等が含まれていない。そのため制度所管課が支払った消費税等の現金相当額は事務局内部に滞留していることが考えられる。

<ポイントを使う>

(4)ポイント交換に関するチェックについて

ア 利用者がポイントと交換する特産品について、その原価に送料や消費税等を加えた金額と交換ポイントは一致することになっているが、事務局と特産品提供者との受渡実態を制度所管課が把握しておらず、差額が生じていないかどうかの確認ができていない。

イ 利用者のポイントの特産品やバスチャージ券と交換する際、特産品等の払出額と使用ポイントが一致しているかの突合が事務局において行われているかを制度所管課は把握していない。また、ポイントの引去りは手入力により行われている。そのため、特産品等の払出額と引去りポイントが一致していても気付かない。

ウ 先述のとおり、市の事業でポイントを付与した場合、制度所管課から事務局へ1ポイントあたり1円に消費税等を加算し（外税）、ポイント交換の原資として支払っているが、ポイントの特産品と交換する場合には、事務局が特産品提供者に対して支払う交換ポイント相当額には消費税等が含まれている（内税）ため、制度所管課が支払った消費税等の現金相当額が事務局内部に滞留していることが考えられる。

(参考)

ポイント管理業務委託にかかる支払額の実績データから、そこに含まれる消費税等の現金相当額を見積りしたところでは、次のとおりとなった。

平成27年1月分から令和元年9月分まで（税率8%）

委託料 47,844,094円　うち消費税等 3,544,007円…A

令和元年10月分から令和2年7月分まで（税率10%）



本市内部も含め、信頼関係をもとに事業が行われてきたことを推測できるが、仮に何らかのリスクが顕在化した時には、制度全体、ひいては本市の信用にかかわる事態となることは容易に想像できる。これらのことを踏まえ、制度所管課は制度全体の各部の再点検により、内部統制上のリスク管理と委託先事業者へのガバナンス体制を整えられたい。

#### 文化振興課

##### 【指摘】

奈良市ならまちセンター、奈良市音声館、なら100年会館及び奈良市美術館の管理について、指定管理者を指定しているが、その旨の告示が行われていなかった。

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定に基づき、指定管理者の指定について告示されたい。

また、奈良市音声館における大和のわらべうた全集売払収入について、指定管理者に徴収事務を委託しているが、その旨の告示が行われていなかった。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、徴収事務の委託について告示されたい。

##### 【指摘】

予定価格20万円以上の施設修繕料の執行において、見積書を1者からしか徴取していない事例が2件あった。

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第18条の2の規定に基づき、2者以上の見積り合わせにより、適正な契約事務を行われたい。

##### 【指摘】

ならまちセンター西側側面における同一箇所の施設修繕が2件発注されており、2件となった経緯について、所管課の説明は次のとおりであった。

西側側面のタイルに浮き及び剥離が発生したため対応策を検討したところ、予算の関係上令和3年度は撤去のみの施工とし、令和4年度予算で張付けを行うこととした。しかし、剥がした下地がむき出しの状態のまま次年度まで放置しておくのは危険であるとの業者からの意見を受け、張付けまで施工しておく必要があると判断した。業者選定については、撤去の際に使用した足場がまだ残っていたことから撤去時と同一の業者に追加発注した。その結果2件になったものであり、当初から入札を回避するために2件に分割し発注する意図があった訳ではなかった、とのことであった。

このことについて、以下のとおり問題点があると考ええる。

ア 当初の施工を撤去のみとする判断をしていたこと。

イ 追加分において、当初分と同一の2者と相見積りを行っていたこと。

ウ 当初分及び追加分の施工前及び施工後の写真が同一であったこと。

アについては、予算上の制約はあるものの、撤去後の雨水浸食等のリスクも考えられたため、当初から撤去のみで終えるのではなく張付けまで行うことが妥当な判断であったと考ええる。

イについては、追加発注は業者が特定されるため、見積書は当初施工業者の1者でよいところ、形式的な見積り合わせが行われたものと考ええる。

ウについては、当初分から追加分までの全工程を完了してから施工写真一式の提出を受けていたことが原因であった。当初分の支払が、施工写真がない状態でなされたことは、不完全な履行確認による不適正な執行であったと考ええる。

今後は、適正な契約及び支払手続を行われたい。

#### スポーツ振興課

##### 【指摘】

西部生涯スポーツセンターのクラブハウスに係る施設修繕3件において、契約日及び工期が別々であるにもかかわらず、施工前及び施工後の写真が同一であり工程の時系列に矛盾があった事例、また、施設の北半分と南半分を分割して発注している事例が見受けられた。また、同センターの屋内温水プールに係る施設修繕2件においても、工程の時系列に矛盾が見受けられた。

これは、それぞれの修繕を一括発注した場合、予定価格の総額が50万円を超えることから競争入札を回避し、随意契約を行うために分割したことが原因であったと思われる。

同一箇所の修繕を分割して発注する必要性はなく、競争入札を回避するためのこのような行為は不適正であるため、厳に慎まれない。

**【指摘】**

鴻ノ池陸上競技場ほか8施設の非常用照明修繕について、3つのグループに分けて修繕の発注を行い、見積り合わせの上3件別々の業者に発注していたが、関係書類を査閲したところ、同一の業者が施工したものと見受けられた。

このことは、所管課において施工状況や完了の確認を行う際に気が付くことであり、業者から聴き取りを行うなど、発注内容が履行されたかのみならず、受注業者が確実に施工していたかも含め確認を行う必要があったと考える。

適正な履行確認を行われたい。

**【指摘】**

徴収事務を指定管理者に委託しているコミュニティスポーツ会館の使用料において、徴収後4か月以上経ってから指定金融機関に入金され、また、数か月分まとめて入金されていた事例が見受けられた。

所管課は、徴収事務を委託している使用料が公金であることを十分に認識し、徴収した使用料は基本協定書に基づき、速やかに指定金融機関等に入金するよう指定管理者を指導されたい。

**【指摘】**

学校施設の開放に係る利用申請の許可について、決裁が半年分まとめて形式的に行われていた。

学校開放により施設を利用しようとする者は、奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和50年奈良市教育委員会規則第4号）第7条の規定により、あらかじめ許可を受ける必要がある。

所管課においては、利用日までに速やかに決裁を行い、許可を与えられたい。

また、当該利用について、使用許可されている全件において使用料が徴収されていなかった。

当該利用には奈良市立学校施設使用料条例（平成12年奈良市条例第22号）第2条の規定に基づく使用料の納付が必要である。

使用料を徴収しない場合は、同条例を整備し、又は適正に使用料免除の手続をとられたい。

**【意見】**

学校施設の開放に関する事務は、教育委員会の事務の補助執行に関する協議書（平成29年3月26日制定）により教育委員会から市長の管理に属する機関の職員に補助執行させるものとされており、スポーツ振興課において事務を行っている。そこで、利用申請の許可手続を確認したところ、半年分まとめて形式的に決裁している状況であることがわかった。

一方、学校施設の開放に関する事務である学校施設開放事業は、施設開放を行う小学校及び中学校（以下「開放校」という。）の校長を委員とする学校施設開放運営協議会に委託されるとともに、利用申請の受付等の事務は、同協議会が開放校ごとに置き、その校長が代表者を務める開放運営委員会で行われており、実質的には学校現場において許可手続の差配がなされている状況であった。

こうした実態に鑑み、効率的で能率的な事務処理の観点から、学校施設の開放に関する事務を補助執行により市長部局が行う必要性について検討を要するものとする。教育委員会と市長部局といずれが行うことがふさわしいか教育委員会と協議されたい。

**【意見】**

令和3年5月に新型コロナウイルス感染症の影響で休館した指定管理施設である西部生涯スポーツセンター屋内温水プールについて、指定管理料の精算が必要かの判断を行っていなかった。

令和3年10月に示された「新型コロナウイルス感染防止に伴い休館した公の施設の令和3年度の指定管理料等の扱いについて」によると、指定管理施設を休館した場合、指定管理料の余剰分について精算することとされている。なお、施設の一部利用制限については、施設は稼働しており、施設の管理運営に係る対価の未発生分が比較的少額であると考えられるため、精算対象から除外することとされている。

西部生涯スポーツセンターには、屋内温水プール以外にも体育館や球技場があり、これらの施設は屋内温水プールが休館している期間についても事前予約済の利用者に限り使用できていたが、この状況がセンター全体として精算対象外となる「施設の一部利用制限」に該当するかの判断を行う必要があったと考える。その上で、一部利用制限に該当しなくなった場合には、精算対象経費である人件費や光熱水費等について検証を行う必要があったと考える。

所管課は、通知の趣旨を理解した上で、自己の業務との関連を十分に意識し、職務に取り組まれない。

北部出張所

**【指摘】**

長期継続契約で締結されている奈良市北部会館設備管理業務及び駐車場管理業務並びに環境衛生管理業務委託において、予算額（12か月分）が1,000万円以上である月額の手定価格を課長職の所管所長が決定していた。

手定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領（平成23年9月1日施行）第3条第2号に、1件の見積金額が1,000万円以上の契約における手定価格の決定者は次長職以上と規定されており、長期継続契約の場合1件の見積金額は、月額の手定価格ではなく、12か月分の予算額に読み替えて運用されていることから、本件手定価格の決定者は次長職以上となる。

同事務取扱要領に基づき、適正な契約事務を行われたい。

**【指摘】**

長期継続契約で締結されている自家用電気工作物施設保安管理業務委託において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条件を付すことが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

(消防局)

消防課

**【指摘】**

契約金額が20万円以上50万円以下の施設修繕料11件について、全件請書を徴取していなかった。

請書は相手方が業務を受注したことを証明する重要な書類であり、契約金額が20万円以上のものについては徴取が必要である旨、平成31年4月に奈良市契約規則第21条第2項が改正されている。

請書の必要性について十分に理解の上、契約規則に基づき適正な契約事務を行われたい。

(教育委員会)

教育部

中央図書館（西部図書館、北部図書館を含む。）

**【指摘】**

図書館利用者の利便性を図るため設置されている返却ポストから、図書を回収する際に駐車場を利用するため保有している駐車場回数券について、管理するための台帳が作成されておらず、使用枚数や残枚数が把握できていなかった。

駐車場回数券は現金等価物であるため、管理台帳を作成した上で、購入及び使用の都度記録を残し、適切に管理されたい。

教育支援・相談課

**【意見】**

教育センターの使用については、奈良市教育センター条例（平成22年奈良市条例第53号）第4条第1項で同センターの設置目的及び事業の実施を妨げない範囲において、使用を適当と認めるときは、同センターの施設を使用させることができると規定されているが、奈良市教育センター施設使用内規（平成24年4月1日施行）では、使用を適当と認める事業について、「国及び他の地方公共団体が主催する事業、奈良市が主催又は共催する事業並びにその他本市教育の向上に特に寄与するものと認められる事業」と規定されていた。

このような内規の規定は、施設の使用を事実上公用又は教育目的に限定するものであり、条例の趣旨にそぐわないものとする。

特定の事業に限らず広く使用を認めることは、利用者の利便向上に加え、使用料の増収にも資するものであることから、同条例の趣旨を再認識し、広く使用が承認されるよう検討されたい。

中学校、小学校

**【意見】**

施設修繕台帳、切手類受払簿及び燃料管理台帳を査閲したところ、複数の小学校及び中学校において、パソコンで作成した記録を1年分又は複数月分まとめて出力し、学校長が確認印をまとめて押印している事例



が散見された。

各種台帳類については、本来であれば事案発生の都度記録を残し、その都度又は月ごとに学校長の確認を受ける必要があるが、現状においては、事案ごと、あるいは定期的なチェックが確実に行われていたのかどうか確認できない状態である。

今後、各種台帳類は事案発生の都度記録を残し、その都度又は月ごとに学校長による確認を受けるよう事務手続の方法を改められたい。

【複数課にわたる共通意見】

年度末に切手を購入したものの、使用しないまま翌年度に繰り越されている事例が複数見受けられた。

このような切手の購入は、単に予算消化のための行為と見受けられるため、必要に応じて計画的に購入するよう改められたい。

(令和 5 年 3 月 31 日 掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 17 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 3 月 16 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
中村エンジニアリング株式会社	代表取締役 中村 輝夫	奈良市八条一丁目 807 番地の 3	令和 5 年 3 月 7 日

(令和 5 年 3 月 16 日 掲示済)

奈良市企業局告示第 18 号

令和 5・6 年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 27 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

令和 5・6 年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、令和 5・6 年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札・見積合せに参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札・見積合せに参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第 1 に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者

イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 受付期間 令和5年4月3日(月)から令和6年9月30日(月)まで
- 3 申請方法 別表第1の書類をクリアーホルダー(A4)に入れ、郵送申請でのみ受け付けます。
- ※1 受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票(受付時)、入札参加資格審査結果通知書及び電子入札業者番号通知書(電子入札番号未送付者のみ)を送付しますので、住所・業者名・担当者名を明記し84円切手を貼り付けた返信用封筒を2通同封してください。(それぞれに切手が必要です。)
- ※2 同受付票(原本)、結果通知書(原本)、番号通知書は申請業者へ送付します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票(写し)及び結果通知書(写し)の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。(切手が必要です。)
- 4 郵送先  
〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部契約課契約係
- 5 登録有効期間  
入札参加資格審査結果通知日から令和7年3月31日まで
- 6 その他留意事項
- (1) 各証明書(写し)は、申請日以前3箇月以内のものを提出してください。
  - (2) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には入札参加資格を保留します。
  - (3) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。
  - (4) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
  - (5) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- 7 問い合わせ先  
奈良市総務部契約課契約係 電話番号 0742-34-4743 (ダイヤルイン)  
奈良市企業局企業総務課総務係 電話番号 0742-34-5200 (代表)
- ※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。

別表第1

提出書類

書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1 入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2 入札参加資格審査申請調書 (第2号様式)	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3 業者情報及び販売高調書 (第3号様式)	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4 契約実績調書 (第4号様式)	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5 取扱メーカー調書 (第5号様式)	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6 資格(技術)者等調書 (第6号様式)	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・許可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
例一警備業法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業の登録、院内清掃認定書、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等			
7 委任状 (第7号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消してください。また、追加事項があれば追加してください。
8 商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
9 財務諸表の写し(直近2年度分)	○	○	法人の場合:貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し 個人の場合:①青色申告の場合:所得税確定申告書の写し、青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し ②白色申告の場合:所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し ※所得税確定申告書の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
10 納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者 ●市・県民税…当該年度と過去2年度分(法人は法人市民税) ●固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分) *市外業者 ●個人…所得税 (その3又はその3の2) ●法人…法人税 (その3又はその3の3) ●固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分)	○	○	市内業者・準市内業者 当該年度分と過去2年度分の市・県民税(法人においては法人市民税)及び固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) 入札参加資格審査申請時において当該年度が確定していない場合は、過去2年度分  市外業者 所得税(法人においては法人税)及び当該年度分と過去2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分
11 納付証明書(写し可) ●国民健康保険料…当該年度と過去2年度分(本市の国民健康保険料を賦課された者)		○	当該年度分と過去2年度分の国民健康保険料(国保年金課で証明) 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分
12 調査票	○	○	調査票と併せて該当する登録書等の写しを必ず添付してください。
13 誓約書	○	○	
14 入札参加資格審査申請書受付票 (第8号様式)	○	○	あらかじめ、商号又は名称を記入しておいてください。
(注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○印は、必ず提出するもの。</li> <li>△印は、必要な方がのみが提出するもの。</li> <li>提出書類は、クリアーホルダー(A4)に入れて提出してください。</li> </ul>		

(令和5年3月27日揭示済)

## 教 育 委 員 会

### 奈良市教育委員会告示第4号

令和5年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和5年3月20日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和5年3月24日（金） 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

議事

- 議案第41号 中学校区別実施計画「後期計画」の延長について
- 議案第42号 旧右京小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について
- 議案第43号 旧神功小学校の建物及び工作物の用途廃止について
- 議案第44号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第45号 奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について
- 議案第46号 奈良市公民館運営審議会委員の解嘱について
- 議案第47号 奈良市指定文化財の指定について
- 議案第48号 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱について
- 議案第49号 奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について
- 議案第50号 学校等の技能労務職員の人事について

その他報告事項

(1) 2月定例教育委員会会議 教育長報告(5)「公の施設の指定管理者の候補者の選定について(奈良市公民館24施設)」の指摘事項について

(2) 「生活調べ」アンケートの結果について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和5年3月20日揭示済)

### 奈良市教育委員会告示第6号

奈良市公民館24施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月29日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
奈良市生涯学習センター	奈良市杉ヶ町23番地
奈良市立中部公民館	奈良市上三条町23番地の4
奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目1番5号
奈良市立南部公民館	奈良市山町27番地の1
奈良市立三笠公民館	奈良市大宮町四丁目313番地の3
奈良市立田原公民館	奈良市茗荷町1078番地の1

奈良市立富雄公民館	奈良市鳥見町二丁目9番地
奈良市立柳生公民館	奈良市柳生町340番地
奈良市立若草公民館	奈良市川上町575番地
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市中登美ヶ丘三丁目4162番地の81・1994番地の10
奈良市立興東公民館	奈良市大柳生町3633番地
奈良市立春日公民館	奈良市南京終町一丁目86番地の1
奈良市立二名公民館	奈良市学園赤松町3684番地
奈良市立京西公民館	奈良市六条西一丁目3番43-2号
奈良市立平城西公民館	奈良市神功四丁目25番地
奈良市立伏見公民館	奈良市青野町二丁目13番4号
奈良市立富雄南公民館	奈良市中町501番地の3
奈良市立平城公民館	奈良市秋篠町1468番地
奈良市立飛鳥公民館	奈良市紀寺町984番地
奈良市立都跡公民館	奈良市五条町204番地の1
奈良市立登美ヶ丘南公民館	奈良市中山町西二丁目921番地の1
奈良市立平城東公民館	奈良市朱雀六丁目9番地の1
奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市月ヶ瀬尾山2815番地
奈良市立都祁公民館	奈良市針町2191番地

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 公民館の事業の実施に関する事。
- (2) 公民館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 公民館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和5年3月29日揭示済)

**選 挙 管 理 委 員 会**

**奈良市選挙管理委員会告示第2号**

令和5年3月22日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和5年3月22日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

50分の1の数 5,995人

6分の1の数 49,953人

3分の1の数 99,905人

(令和5年3月22日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第3号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により設置した、令和5年4月9日執行予定の奈良県知事選挙における公営ポスター掲示場の設置場所は、次のとおりです。

令和5年3月22日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

- 1 設置場所 別紙「奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表」のとおり

奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設置番号	所在地	設置場所
1	1-1	奈良阪町	奈良阪町バス停東側空地
	1-2	青山七丁目	特別養護老人ホームかがやきのその向かいフェンス
	1-3	奈良阪町	奈良豆比古神社生垣
	1-4	般若寺町	奈良阪南口バス停横
	1-5	般若寺町	奈良市企業局奈良阪配水池東側フェンス
	1-6	法蓮佐保山四丁目	ルート奈良鴻ノ池パーク健康広場フェンス
	1-7	般若寺町	第2号市営住宅1号館北側(般若寺交差点)
2	2-1	川上町	北人権文化センターフェンス
	2-2	川上町	新石橋北東フェンス
	2-3	川上町	若草こども園プール壁面
3	3-1	川上町	川上町東バス停西
	3-2	川上町	眞子宅向かい畑フェンス
	3-3	手貝町	手貝町バス停後方転害門広場
	3-4	今小路町	八木翁顕彰碑前
	3-5	登大路町	奈良県分庁舎東側駐車場
	3-6	雑司町	鼓阪小学校東側
	3-7	川上町	若草公民館北
	3-8	雑司町	鼓阪小学校正門東側芝生内
4	4-1	高畑町	高畑福井ちびっこ広場北側フェンス
	4-2	白毫寺町	高円芸術高校南側法面
	4-3	白毫寺町	高円芸術高校北側フェンス
	4-4	白毫寺町	飛鳥公民館白毫寺分館入口南側
	4-5	白毫寺町	白毫寺高円町積水若草寮向いフェンス
	4-6	白毫寺町	東山緑地修景池東
	4-7	春日野町	飛鳥中学校正門前北西フェンス
5	5-1	紀寺町	飛鳥小学校西側フェンス
	5-2	高畑町	奈良教育大学南側フェンス
	5-3	紀寺町	第19号市営住宅南公園
	5-4	高畑町	高畑町(教育大前)バス停横
	5-5	高畑町	白樺モータープール南西駐車場フェンス
6	6-1	中辻町	中辻町街区公園



投票区	設置番号	所在地	設置場所
	6-2	南肘塚町	あじさい園宝北側植込み
	6-3	肘塚町	市立奈良病院管理地(駐車場)
	6-4	南京終町	済美地域ふれあい会館駐車場前
	6-5	南京終町	八軒町東交差点南(やすらぎの道南延長部緑地)
	6-6	南京終町一丁目	おかたに病院南
	7	7-1	西木辻町
7-2		西木辻町	済美小学校正門北側
7-3		大森町	農協会館駐車場東側植込
7-4		杉ヶ町	生涯学習センター北側
7-5		西木辻町	八軒町東交差点北
7-6		南京終町一丁目	大安寺バス停南
7-7		小太郎町	マルチカ金物店向い緑地帯
7-8		北風呂町	ならまち大通り馬場町交差点付近
8	8-1	半田横町	奈良女子大学学生寮入口南側フェンス
	8-2	鍋屋町	旧NHK奈良放送局敷地
	8-3	北魚屋西町	奈良女子大学西側フェンス前(国際交流会館向い)
	8-4	北袋町	天平橋東側空地
	8-5	北魚屋東町	奈良女子大学事務局南側フェンス
	8-6	北魚屋西町	奈良女子大学西側フェンス前(佐保橋バス停南側)
9	9-1	畑中町	畑中ふれあいパーク西側
	9-2	北小路町	内侍原町バス停前ブロック塀
	9-3	法蓮町	第3号市営住宅駐車場南側公園
	9-4	法蓮町	佐保川緑地公園内
	9-5	船橋町	奈良県立大学東入口進入路
10	10-1	法蓮町	佐保小学校運動場入口南側植込み
	10-2	法蓮町	奈良県奈良総合庁舎正面入口付近
	10-3	法蓮町	教育大附属中学校テニスコート南側敷地
	10-4	奈保町	奈良阪第3号街区公園北側
	10-5	法蓮町	育英学園グランド南側フェンス
	10-6	法蓮町	奈良市中央消防署佐保分署北側フェンス
	10-7	法蓮町	鴻ノ池バス停北
	10-8	法蓮佐保山四丁目	市営球場前バス停向い土手
11	11-1	法華寺町	法華寺東町街区公園東側フェンス
	11-2	法華寺町	一条高校南側



投票区	設置番号	所在地	設置場所
	11-3	法華寺町	法華寺駐車場南側
	11-4	法華寺町	市営住宅東側空地(駐車場北側)
	11-5	法華寺町	ウワナベ池南側道路
	11-6	北新町	奈良市役所北東踏切北
	11-7	法華寺町	県道谷田・奈良線法華寺町入口三叉路付近
12	12-1	二条大路南一丁目	奈良市役所東側植込み
	12-2	大宮町六丁目	奈良市庁東口バス停佐保川沿い
	12-3	大宮町四丁目	グリーンコーポ奈良2番館東側緑地
	12-4	大宮町四丁目	大宮町四丁目街区公園南側フェンス
	12-5	大宮町六丁目	大宮町六丁目街区公園北側
	12-6	二条大路南一丁目	奈良市役所正門東側植込み
	12-7	大宮町四丁目	大宮小学校東側ブロック塀
13	13-1	西之阪町	市営西之阪住宅二号棟北側植込み
	13-2	三条町	三条町街区公園西側フェンス前
	13-3	杉ヶ町	杉ヶ町ちびっ子広場南東側
	13-4	油阪町	第21号市営住宅北側公園東側
	13-5	西之阪町	西之阪児童遊園東側空地
14	14-1	福智院町	名勝大乘院庭園文化館南側向い植込み
	14-2	北室町	ならまち大通り沿い市道植込み
	14-3	下御門町	なら工芸館前植込み
	14-4	高畑町	防衛省官舎前植込み
	14-5	東寺林町	ならまちセンター南側
15	15-1	登大路町	奈良地方裁判所前歩道植込み
	15-2	椿井町	椿井小学校西門南側
	15-3	高天町	高天交差点東南
	15-4	登大路町	猿沢池南東公園内
	15-5	登大路町	春日ホテル向い緑地帯
16	16-1	佐紀町	二条町バス停横
	16-2	佐紀町	佐紀町バス停西
	16-3	佐紀町	旧佐紀駐在所前バス停横
	16-4	佐紀町	平城宮跡バス停西側空地
	16-5	佐紀町	旧佐紀幼稚園前
	16-6	二条町三丁目	かんぼの宿奈良前ガードパイプ
17	17-1	四条大路五丁目	JAならけん都跡ローン営業センター前

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	17-2	二条大路南三丁目	朱雀門ひろば南東角
	17-3	尼辻北町	西口宅北側お地藏さん敷地柵
	17-4	四条大路五丁目	都跡地域ふれあい会館
	17-5	四条大路二丁目	四条大路二丁目街区公園
	17-6	柏木町	(株)あかしや南フェンス
	17-7	三条大路五丁目	尼ヶ辻橋南東自転車道
	18	18-1	六条町
18-2		柏木町	朱雀園二丁目集会所北側柏木緑地
18-3		西ノ京町	西ノ京バス停操車場北側空地
18-4		西ノ京町	西ノ京児童遊園
18-5		五条町	楠田宅東側
18-6		五条町	ローソン奈良五条町店駐車場西側ガードパイプ
18-7		西ノ京町	福田宅北側
19	19-1	山陵町	津風呂町農協集会所西側
	19-2	山陵町	山陵町第2号緑地西側
	19-3	山陵町	みささぎ会館正面東側
	19-4	山陵町	山陵橋東三差路
	19-5	歌姫町	塩塚古墳南側
	19-6	歌姫町	添御懸坐神社東側
	19-7	山陵町	特別養護老人ホーム平城園東側
	19-8	山陵町	航空自衛隊送信所南
20	20-1	秋篠町	奈良県農業協同組合平城支店前いぬい池堤
	20-2	秋篠町	奈良競輪場第6駐車場北側
	20-3	秋篠町	秋篠西バス停東側畑
	20-4	秋篠町	嶋田宅南側北新池の堤
	20-5	秋篠町	メゾン秋篠東ガードレール
	20-6	秋篠町	平城公民館正面北側フェンス
	20-7	秋篠町	奈良競輪場正面植込み
21	21-1	中山町	外山橋東堤防
	21-2	中山町	中山泉ヶ丘緑地
	21-3	中山町	中山泉ヶ丘街区公園西側法面
	21-4	秋篠町	奈良井の上南側歩道ガードレール
	21-5	中山町	なかやま会館前
22	22-1	若葉台三丁目	若葉台三丁目ちびっこ広場

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	22-2	菅原町	奥池自治会館西側
	22-3	疋田町五丁目	疋田町五丁目街区公園南側
	22-4	菅原町	伏見小学校正門横
	22-5	青野町二丁目	伏見公民館南側フェンス
	22-6	菅原東二丁目	すがはらパンダ公園フェンス
	22-7	疋田町五丁目	疋田町五丁目第3号街区公園
	23	23-1	西大寺芝町二丁目
23-2		西大寺国見町二丁目	西大寺国見町街区公園南側
23-3		西大寺国見町一丁目	大和西大寺駅構内列車区前壁面
23-4		西大寺国見町三丁目	西大寺国見遊遊公園フェンス
23-5		西大寺南町	西大寺南町丘のうえ公園フェンス
23-6		西大寺国見町一丁目	西大寺自転車センター南側緑地
24	24-1	あやめ池南一丁目	近鉄あやめ池駅南口西側
	24-2	あやめ池南七丁目	あやめ池南七丁目街区公園北側
	24-3	あやめ池南八丁目	西海宅東側蛙股池フェンス
	24-4	あやめ池南二丁目	コスモハイツあやめ池北側コンクリート柵
	24-5	あやめ池北二丁目	あやめ池北二丁目街区公園北側フェンス
	24-6	あやめ池北一丁目	あやめ池自転車センター北側道路敷
	24-7	あやめ池北一丁目	あやめ池北一丁目メタセコイヤ公園南側
25	25-1	学園北一丁目	学園前駅北口北東ハイフフェンス(歩道橋下)
	25-2	学園朝日町	学園前住宅B棟西側
	25-3	学園南三丁目	学園前北自転車センター西
	25-4	学園南一丁目	学園南三丁目バス停北側三差路三角地西向き
	25-5	学園朝日元町一丁目	学園朝日元町一丁目街区公園
	25-6	学園中二丁目	学園中第3号街区公園西側フェンス
	25-7	学園中三丁目	学園中第1号街区公園北側フェンス
	25-8	学園北二丁目	奈良市企業局あやめ池配水塔北側
26	26-1	鶴舞西町	鶴舞町六丁目(西部図書館前)バス停北植込み
	26-2	鶴舞東町	奈良市企業局研修所西側
	26-3	鶴舞東町	鶴舞保育園北東
27	27-1	五条畑一丁目	五条畑一丁目第1号街区公園北側
	27-2	宝来三丁目	宝来三丁目バス停北側フェンス
	27-3	宝来一丁目	奈良信用金庫尼辻支店南向いの田
	27-4	平松一丁目	京西公民館平松分館西側フェンス

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	27-5	平松三丁目	平松三丁目街区公園の東側
	27-6	平松一丁目	新池東側土手
	27-7	宝来四丁目	宝来四丁目公園南側フェンス
28	28-1	西大寺東町二丁目	西大寺駅バス停北東
	28-2	秋篠早月町	秋篠サンパレス2号館前道路東側ガードレール
	28-3	西大寺新町一丁目	西大寺サンハイツ南側フェンス
	28-4	西大寺東町一丁目	西大寺近隣公園
	28-5	西大寺東町一丁目	西大寺近隣公園北西緑地
	28-6	西大寺本町	パチンコキャラバン西大寺向い近鉄線フェンス
29	29-1	富雄元町一丁目	富雄元町一丁目第2号街区公園北側フェンス
	29-2	富雄北一丁目	富雄北小学校前
	29-3	富雄北三丁目	富雄北三丁目街区公園
	29-4	富雄北一丁目	富雄北小学校東裏門南側
	29-5	富雄北二丁目	富雄公民館元町分館南側道路敷
	29-6	三松一丁目	富雄北幼稚園西側フェンス
	29-7	富雄川西一丁目	河西橋西側(南)とみお駅前パーキング向い
	29-8	三松一丁目	三松橋北西(富雄北幼稚園フェンス)
30	30-1	帝塚山一丁目	帝塚山一丁目第1号街区公園南側
	30-2	富雄元町二丁目	富雄駅南側ロータリー植込み
	30-3	三碓五丁目	三碓五丁目第1号街区公園北側
	30-4	三碓七丁目	黒谷橋東詰交差点南西
	30-5	帝塚山二丁目	帝塚山二丁目街区公園東側
	30-6	帝塚山四丁目	帝塚山四丁目街区公園東側
	30-7	帝塚山六丁目	帝塚山六丁目街区公園南東側
	30-8	三碓四丁目	上烏見橋北東
	30-9	三碓二丁目	富雄中学校正門南側フェンス
	30-10	帝塚山五丁目	帝塚山五丁目児童公園南東側
31	31-1	烏見町二丁目	烏見第6号児童公園北側
	31-2	烏見町一丁目	奈良市企業局烏見配水池北側
	31-3	烏見町三丁目	烏見第1号街区公園東南側
	31-4	烏見町三丁目	烏見小学校校門南フェンス
	31-5	烏見町三丁目	烏見第2号街区公園東側
	31-6	三松ヶ丘	中川宅東向い緑地西側
	31-7	烏見町四丁目	富雄団地9棟北側

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	31-8	烏見町二丁目	烏見第5号街区公園東側
32	32-1	石木町	大和田橋東詰交差点北側
	32-2	中町	第二船場橋南側富雄川北側堤防
	32-3	中町	富雄南小学校ブロック塀
	32-4	中町	ヘアサロンすぎもり北側路肩
	32-5	丸山一丁目	西部生涯スポーツセンター・テニスコート南側フェンス
	32-6	中町	キムラ理容所向い雑木林
	32-7	中町	富雄中山バス停付近
33	33-1	大安寺二丁目	大安寺小学校体育館フェンス
	33-2	八条一丁目	八条町地藏前バス停向い
	33-3	大安寺六丁目	幸田酒店南側畑南面
	33-4	東九条町	東九条宮ノ森街区公園南側
	33-5	東九条町	県営北和団地給水塔東側緑地
	33-6	東九条町	宮の森町西口バス停東側
	33-7	八条一丁目	八条市営住宅内緑地
34	34-1	押熊町	おしくま会館前
	34-2	押熊町	押熊町街区公園フェンス
	34-3	押熊町	押熊町第3号街区公園東側
	34-4	押熊町	奥山田池西側
	34-5	押熊町	押熊町第11号街区公園南配水池フェンス
35	35-1	東九条町	東九条町東バス停(東行き)南向い
	35-2	東九条町	菅原神社東側交差点の東北
	35-3	西九条町一丁目	上池東側フェンス
	35-4	西九条町一丁目	辰市小学校南門西側フェンス
	35-5	西九条町一丁目	辰市小学校西門南側
	35-6	西九条町二丁目	大和ハウス工場北側ガードレール
	35-7	東九条町	トヨタモビリティパーツ株式会社奈良支社南側
	35-8	東九条町	県営姫寺団地集会所前
36	36-1	杏町	第11号市営住宅公園北側
	36-2	杏町	杏南児童遊園南側
	36-3	杏町	南人権文化センター進入路フェンス
37	37-1	北永井町	明治小学校正門塀
	37-2	南永井町	都南中学校北側
	37-3	北之庄町	五徳池堤防(東側)北之庄バス停付近

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	37-4	南永井町	南永井町第1号街区公園北側
	37-5	北永井町	明治小学校南門付近
	37-6	神殿町	山口鉄工前北東付近歩道ガードレール
	37-7	神殿町	神殿池北側児童公園
	37-8	神殿町	明治幼稚園北側フェンス
38	38-1	山町	山村町集荷場東南側
	38-2	池田町	廣大寺池西側法面
	38-3	今市町	奈良豊澤酒造(株)北側
	38-4	山町	下山八坂神社玉垣
	38-5	今市町	帯解駅北フェンス
	38-6	田中町	奈良ヤクルト販売(株)北側ブロック塀
	38-7	柴屋町	帯解小学校東側
39	39-1	高樋町	旧精華小学校向いガードレール
	39-2	菩提山町	橋本宅向い島石園の看板東ガードレール
	39-3	高樋町	青木宅向いガードレール
	39-4	高樋町	南部公民館精華分館フェンス
	39-5	虚空蔵町	西田宅向い倉庫東側
	39-6	興隆寺町	興隆寺町バス停横ガードレール
	39-7	米谷町	横手宅南側土手
	39-8	中畑町	鈴木宅下防火水槽西電柱西側
	39-9	米谷町	米谷町バス停横電話ボックス北側
	39-10	米谷町	米谷町集会所前バス停南空地
40	40-1	北椿尾町	北椿尾町集会所前児童遊園入口左側
	40-2	南椿尾町	南椿尾町集会所下ガードレール
	40-3	北椿尾町	北椿尾町(出垣内)奥田宅西側
41	41-1	七条西町一丁目	七条西町街区公園北側
	41-2	六条西四丁目	六条山バス停北側植込み
42	42-1	古市町	古市町第4号街区公園
	42-2	古市町	ディアレコトブキA棟西空地
	42-3	古市町	古市グランドフェンス前
	42-4	古市町	高円こども園敷地フェンス
	42-5	古市町	笠松宅東側歩道
43	43-1	古市町	東市地域ふれあい会館南側
	43-2	古市町	春日苑一丁目新池南側堤防

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	43-3	古市町	春日苑第1号街区公園南側
	43-4	古市町	県営高円団地南側土手
	43-5	鹿野園町	鎌田宅南側
	43-6	古市町	藤原第2号街区公園南面フェンス
	43-7	藤原町	藤原町バス停南側(北行き)
	43-8	古市町	古市町ポンプ格納庫東
44	44-1	須山町	須山町県道三差路東側土手
	44-2	矢田原町	田原オート北側茶畑土手
	44-3	袖ノ川町	袖ノ川消防ポンプ庫北側国道ガードレール
	44-4	茗荷町	田原公民館向いフェンス
	44-5	長谷町	市道南田原長谷線長谷町地区奥ヶ谷入口ガードレール
	44-6	矢田原町	平田宅倉庫前県道
	44-7	横田町	奈良県農業協同組合旧田原支店前県道フェンス
	44-8	誓多林町	井岡宅前柿の木の前
	44-9	誓多林町	誓多林町公民館入口
45	45-1	六条緑町二丁目	佐尾山宅西土手フェンス
	45-2	五条西一丁目	五条西一丁目街区公園西側
	45-3	青垣台一丁目	青垣台一丁目街区公園北側
46	46-1	水間町	水間製茶共同組合工場駐車場
	46-2	水間町	国道369号線曙光町入口水間町資材置場北側
	46-3	水間町	山下商店東側国道369号線歩道フェンス
	46-4	水間町	岡田宅南東国道369号線ガードレール
	46-5	別所町	製茶工場前公民館南側の土手
	46-6	水間町	水間コミュニティホール東土手
47	47-1	柳生下町	柳生小学校フェンス
	47-2	柳生町	柳生公民館駐車場北側
	47-3	柳生町	旧柳生中学校北側歩道ガードパイプ
	47-4	柳生町	吉田茶工場向い西側国道369号線自転車歩道橋
	47-5	大保町	櫛宅前北側国道369号線自転車歩道橋
	47-6	大保町	御蔵橋北詰東側歩道フェンス
	47-7	興ヶ原町	興ヶ原ポンプ格納庫西側
48	48-1	邑地町	神田橋北西ガードレール
	48-2	邑地町	邑地コミュニティスポーツ広場入市道ガードレール
	48-3	邑地町	消防会館向い上出口バス停横

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	48-4	邑地町	柳生診療所南側
	48-5	邑地町	邑地町共同製茶組合製茶工場前ガードレール
	48-6	邑地町	蔵垣宅前ガードパイプ
49	49-1	丹生町	丹生共同製茶工場北県道大保邑地線市道三差路ガードレール
	49-2	丹生町	柳生丹生口バス停前
	49-3	丹生町	柳生地域ふれあい会館前
	49-4	北野山町	北野山バス停前(消防ポンプ庫前広場)
	49-5	北野山町	柳生公民館北野山分館西側
50	50-1	大柳生町	杉岡宅前歩道フェンス
	50-2	大柳生町	国道369号線大柳生交差点歩道フェンス
	50-3	大柳生町	大柳生町上出垣内集会所前
	50-4	阪原町	森田宅下国道369号線ガードレール
	50-5	阪原町	阪原椎茸組合集出荷場向かい
	50-6	大柳生町	興東館柳生中学校バス停南側
	50-7	阪原町	南阪原農家組合西側県道
51	51-1	大慈仙町	大慈仙バス停南側歩道フェンス
	51-2	大慈仙町	大谷宅南側県道法面
	51-3	忍辱山町	今中工務店倉庫北側フェンス
	51-4	忍辱山町	忍辱山町集会所前フェンス
	51-5	忍辱山町	峯宅下の畑
52	52-1	大平尾町	久保宅入口県道ガードレール
	52-2	大平尾町	興東公民館大平尾分館東側ガードレール
53	53-1	須川町	興東小学校西門入口歩道フェンス
	53-2	須川町	大壁橋東側県道歩道フェンス
	53-3	須川町	興東公民館東里分館前ガードレール
	53-4	須川町	窪田宅入口付近県道ガードレール
	53-5	須川町	須川大橋東側県道歩道フェンス
	53-6	須川町	浦宅北側畑法面
	53-7	須川町	佐野宅西側法面
54	54-1	北村町	北村町公民館前
	54-2	北村町	北村町バス停(奈良行)横県道歩道フェンス
	54-3	南庄町	南之庄バス停北側歩道フェンス
55	55-1	中ノ川町	中ノ川町国道県道三差路手前右ガードレール
	55-2	中ノ川町	池之畑宅前畑



投票区	設置番号	所在地	設置場所
	55-3	東鳴川町	東鳴川バス停電話ボックス東側歩道フェンス
56	56-1	西狭川町	西狭川口バス停歩道フェンス
	56-2	下狭川町	興東公民館狭川分館前
	56-3	下狭川町	狭川コミュニティスポーツ広場
	56-4	下狭川町	下狭川バス停横(川側)
	56-5	下狭川町	高城酒店向側ガードレール
	56-6	広岡町	広岡バス停北ガードレール
	56-7	狭川両町	両町バス停北側ガードレール
57	57-1	学園大和町三丁目	学園大和第3号街区公園東側
	57-2	学園大和町一丁目	学園大和第一児童公園東側
	57-3	学園大和町一丁目	学園大和第8号街区公園南側
	57-4	学園大和町五丁目	学園大和第5号街区公園東側
	57-5	学園大和町五丁目	学園大和第6号街区公園西側
	57-6	学園大和町五丁目	学園大和町五丁目バス停西側
	57-7	学園大和町四丁目	学園大和第4号街区公園東側
58	58-1	登美ヶ丘二丁目	旧西奈良県民センターテニスコート東側
	58-2	登美ヶ丘二丁目	井上宅向い公園北側
	58-3	中山町西一丁目	中山町西一丁目街区公園南側
	58-4	西登美ヶ丘一丁目	西登美ヶ丘一丁目街区公園北側フェンス
	58-5	大淵町	大淵橋バス停付近(奈良県大淵池公園東側)
	58-6	大淵町	鈴木宅前大淵公園土手
59	59-1	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地D14号館北側
	59-2	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地C15号館東側緑地
	59-3	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地管理事務所西側
	59-4	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地D46号館東緑地
	59-5	中登美ヶ丘一丁目	旧南都銀行中登美出張所北側
	59-6	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地C2号館西側
60	60-1	敷島町一丁目	朝日町二丁目第2号緑地南側
	60-2	秋篠新町	奈良競輪場第1駐車場フェンス
	60-3	敷島町一丁目	敷島町一丁目大池東堤防
	60-4	西大寺赤田町一丁目	西大寺北小学校東南側
	60-5	秋篠三和町二丁目	秋篠三和町第3号児童公園南側
	60-6	西大寺赤田町一丁目	西大寺北小学校南門進入路ガードレール
61	61-1	南京終町	済美南小学校正門横フェンス

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	61-2	南京終町四丁目	JR京終駅西踏切南フェンス
	61-3	南京終町七丁目	(株)呉竹正面入口西側
	61-4	南京終町三丁目	桂木団地14棟南側土手
	61-5	南京終町	水野製作所北側
	61-6	南京終町五丁目	南京終町五丁目ちびっこ広場
62	62-1	右京二丁目	平城第二団地集会所東側
	62-2	右京一丁目	高の原中央病院駐車場東側植込み
	62-3	右京三丁目	平城第3号近隣公園南西側
	62-4	右京四丁目	旧右京小学校南側
	62-5	右京五丁目	UR高の原現地案内所南側
	62-6	右京一丁目	近鉄高の原駅前広場陸橋西側
63	63-1	神功五丁目	神功五丁目街区公園北側植込み
	63-2	神功二丁目	ならやま小中学校正門西側フェンス
	63-3	神功二丁目	ならやま小中学校南側土手
	63-4	神功二丁目	旧神功小学校南側土手
	63-5	秋篠町	県営平城団地集会所前
	63-6	神功三丁目	平城第4号近隣公園北東側
	63-7	神功六丁目	神功六丁目緑地
64	64-1	六条西三丁目	県営六条山団地2号棟南緑地
	64-2	六条西二丁目	六条西二丁目街区公園南側
	64-3	六条西一丁目	市営五条山団地5号棟東緑地
	64-4	六条西六丁目	六条西六丁目1号街区公園西側
	64-5	六条二丁目	六条小学校正門西側フェンス
65	65-1	横井一丁目	横井第2号街区公園フェンス
	65-2	横井一丁目	旧横井人権文化センター
	65-3	横井三丁目	横井第1号街区公園東側フェンス
	65-4	横井二丁目	横井町二丁目谷村商店南側公園
	65-5	横井五丁目	横井児童館北東フェンス
66	66-1	松陽台四丁目	松陽台四丁目街区公園北側
	66-2	二名一丁目	杵築橋バス停(北行き)
	66-3	西登美ヶ丘五丁目	西登美ヶ丘五丁目バス停付近
	66-4	西登美ヶ丘八丁目	谷奥宅南側緑地南面大阪ガス倉庫東側
	66-5	西登美ヶ丘六丁目	西登美ヶ丘六丁目第1号街区公園内集会所北側フェンス
	66-6	西登美ヶ丘八丁目	西登美ヶ丘西街区公園西側

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	66-7	二名一丁目	二名小学校校門前南側
67	67-1	北登美ヶ丘一丁目	登美ヶ丘近隣公園東側
	67-2	東登美ヶ丘五丁目	東登美ヶ丘3号街区公園南側
	67-3	北登美ヶ丘四丁目	北登美ヶ丘3号街区公園南東側
	67-4	登美ヶ丘六丁目	奈良県大淵池公園北側
	67-5	中登美ヶ丘二丁目	中登美ヶ丘二丁目児童公園西側
	67-6	北登美ヶ丘三丁目	東登美ヶ丘五丁目バス停(西行き)向い
	67-7	東登美ヶ丘一丁目	東登美ヶ丘一丁目東街区公園南東
68	68-1	東九条町	県営売間団地14号棟西側
	68-2	東九条町	県営売間団地給水塔西側
	68-3	東九条町	県営売間団地8号棟と15号棟の間三差路北
69	69-1	桂木町	桂木団地集会所東側
	69-2	桂木町	桂木団地11号館北(多目的広場フェンス)
	69-3	桂木町	桂木団地2号館南
70	70-1	平清水町	草竹コンクリート工業㈱奈良工場南側土手
	70-2	生琉里町	菊池宅入口付近
	70-3	平清水町	平清水口バス停西側歩道フェンス
71	71-1	藤ノ木台三丁目	藤ノ木台第2号街区公園南側
	71-2	藤ノ木台三丁目	藤ノ木台第3号街区公園南側
	71-3	藤ノ木台四丁目	藤ノ木台第4号街区公園北側フェンス
	71-4	藤ノ木台三丁目	藤ノ木台第1号街区公園北側
	71-5	藤ノ木台二丁目	藤ノ木台第5号街区公園東側
	71-6	菅野台	奈良県立藤の木学園北側土手
	71-7	菅野台	菅野台第2号街区公園南側
72	72-1	南紀寺町二丁目	南紀寺町街区公園北側
	72-2	東紀寺町一丁目	紀寺住宅バス停(南行き)東
	72-3	南紀寺町三丁目	紀寺南池南側法面
	72-4	東紀寺町一丁目	紀寺住宅東側ブロック塀
	72-5	南紀寺町三丁目	南紀寺児童遊園南側フェンス
	72-6	南紀寺町一丁目	サテライトミーホ南側田
	72-7	東紀寺町一丁目	奈良女子大学附属中等教育学校正門横
	72-8	東紀寺町三丁目	第9号市営住宅3号棟北側
	72-9	東紀寺町一丁目	奈良女子大学附属中等教育学校北側
73	73-1	帝塚山南三丁目	帝塚山南三丁目1号街区公園東側

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	73-2	帝塚山南二丁目	富雄第三小中学校校門北側
	73-3	富雄泉ヶ丘	富雄泉ヶ丘第3号街区公園西側
	73-4	富雄泉ヶ丘	富雄泉ヶ丘第4号街区公園西側
	73-5	帝塚山南二丁目	帝塚山南二丁目街区公園西側
74	74-1	四条大路南町	四条大路バス停前
	74-2	大安寺西一丁目	大安寺西小学校西門南フェンス
	74-3	四条大路南町	四条大路南町第1号児童公園北側
	74-4	三条川西町	三笠中学校正門南側ネットフェンス
	74-5	大安寺西二丁目	奈良市埋蔵文化財調査センター前植込み
	74-6	恋の窪三丁目	恋の窪モータプール東側
	74-7	大安寺西一丁目	大安寺西小学校正門南側フェンス
	74-8	四条大路南町	四条大路南町第2号街区公園(アカシヤ公園)西側フェンス
75	75-1	三条本町	菩提川公園西側
	75-2	三条宮前町	なら100年会館西側植込み
	75-3	大宮町二丁目	大宮幼稚園西側フェンス
	75-4	大宮町二丁目	奈良パークビレッジ南入口植込み
	75-5	三条宮前町	なら100年会館東側植込み
	75-6	三条大宮町	白藤学園おおみや保育園東側
	75-7	三条宮前町	学校法人白藤学園西側
	75-8	大宮町二丁目	大宮町二丁目ちびっこ広場南側植込み
	75-9	三条栄町	奈良ハイツ西通用口フェンス(2棟西側)
	75-10	三条本町	菩提川公園南側
76	76-1	朱雀五丁目	朱雀五丁目街区公園東南側角
	76-2	朱雀六丁目	朱雀小学校正門東側
	76-3	朱雀二丁目	平城第2号公園東南側植込み
	76-4	朱雀六丁目	朱雀六丁目街区公園西側植込み
	76-5	朱雀二丁目	上山宅向いガードレール(近鉄京都線沿い)
	76-6	朱雀二丁目	平城第2号公園駐車場北東側角
	76-7	朱雀三丁目	高の原駅前歩道高の原第二自転車駐車場前
77	77-1	学園緑ヶ丘三丁目	学園緑ヶ丘三丁目街区公園西側
	77-2	百楽園四丁目	青和小学校校門西側
	77-3	百楽園三丁目	吉川宅前西側空地
	77-4	学園緑ヶ丘一丁目	学園緑ヶ丘二丁目北口バス停北側緑地帯
	77-5	学園緑ヶ丘二丁目	学園緑ヶ丘二丁目街区公園北側

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	77-6	学園新田町	学園新田町街区公園
78	78-1	中山町西三丁目	中山町西三丁目第2号街区公園
	78-2	中山町西四丁目	中山町西四丁目街区公園東側
	78-3	中山町西二丁目	中山町西二丁目第1号街区公園東側
	78-4	朝日町一丁目	朝日町一丁目街区公園東側
	78-5	朝日町二丁目	朝日町二丁目2号街区公園北側
	78-6	中山町西三丁目	中山町西三丁目第1号街区公園北側
79	79-1	西登美ヶ丘四丁目	登美ヶ丘小学校正門入口東側土手
	79-2	松陽台二丁目	松陽台二丁目第1号街区公園南側
	79-3	西登美ヶ丘三丁目	西登美ヶ丘三丁目南児童公園北側
	79-4	松陽台二丁目	松陽台二丁目3号街区公園
	79-5	西登美ヶ丘二丁目	西登美ヶ丘二丁目第3号街区公園
	79-6	西登美ヶ丘三丁目	西登美ヶ丘三丁目北児童公園北側
80	80-1	西大寺野神町一丁目	伏見中学校グランド北側
	80-2	西大寺新池町	新池西側ガードレール
	80-3	西大寺野神町一丁目	伏見中学校正門西側
	80-4	西大寺野神町一丁目	西大寺野神緑地公園
81	81-1	西千代ヶ丘三丁目	2号公園北側歩道緑地(筒井宅南側)
	81-2	西千代ヶ丘一丁目	西千代ヶ丘一丁目第3号街区公園
	81-3	千代ヶ丘二丁目	千代ヶ丘第2号街区公園東側フェンス
	81-4	西千代ヶ丘一丁目	三碓小学校校門北側フェンス
	81-5	西千代ヶ丘一丁目	第1号児童公園東側歩道緑地
	81-6	西千代ヶ丘三丁目	富雄南公民館北西
82	82-1	青山七丁目	青山外周緑地北西側
	82-2	青山七丁目	青山住宅バス停南側
	82-3	青山九丁目	青山九丁目緑地(住民の森公園)入口
	82-4	青山三丁目	鼓阪北小学校正門入口東側フェンス
	82-5	青山四丁目	青山近隣公園西側
	82-6	青山二丁目	青山二丁目街区公園北側
	82-7	青山六丁目	青山六丁目バス停西側
83	83-1	七条一丁目	七条集会所南側竹藪
	83-2	七条二丁目	大池南側ガードレール
	83-3	七条東町	七条東町秋篠川西側河川敷
	83-4	七条一丁目	片岡宅(七条一丁目24番4号)南側畑

投票区	設置番号	所在地	設置場所
84	84-1	佐保台二丁目	佐保台三丁目バス停東側石垣
	84-2	佐保台一丁目	JR平城山駅バス停ロータリー南緑地
	84-3	佐保台西町	JR平城山駅西口階段下植込み
	84-4	佐保台三丁目	佐保台第5号街区公園東南角フェンス前
	84-5	佐保台三丁目	佐保台小学校校門付近
85	85-1	法蓮町	佐保川小学校東側
	85-2	法蓮町	リバーサイド新大宮南側河川敷
	85-3	芝辻町四丁目	芝辻町四丁目街区公園東側
	85-4	芝辻町四丁目	三和マンション北側河川敷
	85-5	芝辻町三丁目	芝辻町三丁目街区公園南側
86	86-1	左京三丁目	左京三丁目街区公園西側土手
	86-2	左京三丁目	左京小学校北側土手フェンス
	86-3	左京一丁目	左京一丁目緑地北側土手フェンス
	86-4	左京二丁目	朱雀医療ビル東側(県道沿)
	86-5	左京四丁目	左京四丁目交差点北東
	86-6	左京二丁目	左京二丁目街区公園西側
87	87-1	月ヶ瀬石打	石打コミュニティスポーツプール南公園フェンス
	87-2	月ヶ瀬石打	石打県道・市道交差点西・田中宅前
	87-3	月ヶ瀬石打	ガソリンスタンド横市道法面
	87-4	月ヶ瀬石打	奥谷宅裏市道法面
	87-5	月ヶ瀬石打	脇野宅前
88	88-1	月ヶ瀬尾山	月ヶ瀬行政センター入口前
	88-2	月ヶ瀬尾山	市道尾山中央線・井口山線三叉路付近
	88-3	月ヶ瀬尾山	月ヶ瀬駐在所北ガードレール
	88-4	月ヶ瀬尾山	駐車場西側ガードレール
	88-5	月ヶ瀬尾山	松本宅裏
89	89-1	月ヶ瀬長引	長引共同製茶工場横
	89-2	月ヶ瀬長引	仲西宅裏
	89-3	月ヶ瀬長引	月ヶ瀬観光会館前
90	90-1	月ヶ瀬嵩	嵩登り口三叉路
	90-2	月ヶ瀬嵩	子ども広場前
	90-3	月ヶ瀬月瀬	月瀬ゲートボール場西
	90-4	月ヶ瀬月瀬	県道月瀬・三ヶ谷線(市道月瀬中央線三差路付近)
91	91-1	月ヶ瀬桃香野	久保宅向かい県道

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	91-2	月ヶ瀬桃香野	桃香野老人憩いの家横
	91-3	月ヶ瀬桃香野	桃香野中央線入口(雲景山)三叉路
	91-4	月ヶ瀬桃香野	井ノ倉宅下
	91-5	月ヶ瀬桃香野	笠置山添線・桃香野矢川線三叉路
92	92-1	都祁南之庄町	旧NTT都祁別館
	92-2	都祁南之庄町	南之庄町公民館北側宅地
	92-3	都祁甲岡町	中井宅倉庫南市道
	92-4	来迎寺町	来迎寺町公民館前
93	93-1	都祁吐山町	北森宅前ガードパイプ
	93-2	都祁吐山町	吐山消防庫前バス停横フェンス
	93-3	都祁吐山町	極楽寺前(R369歩道)
	93-4	都祁吐山町	外ノ橋バス停横
	93-5	都祁こぶしが丘	こぶしが丘入口
94	94-1	都祁白石町	針テラストラックステーション東側
	94-2	都祁白石町	興善寺付近国道369号沿い
	94-3	都祁白石町	ホームセンターコメリ前
	94-4	都祁白石町	今章工務店前
	94-5	都祁白石町	JA都祁支店南
	94-6	都祁白石町	都祁行政センター南
95	95-1	都祁友田町	県道桜井都祁線堀上宅東
	95-2	都祁友田町	西畑宅前
	95-3	蘭生町	旧並松保育園前
	95-4	蘭生町	蘭生新橋付近
	95-5	蘭生町	高塚集荷場前
96	96-1	針ヶ別所町	東川宅倉庫南側道路
	96-2	針ヶ別所町	上戸ヶ橋付近歩道
	96-3	針ヶ別所町	福住宅前茶畑
97	97-1	小倉町	小倉共同製茶工場前
	97-2	小倉町	浦久保宅横
	97-3	小倉町	(有)奈良サービス前
	97-4	小倉町	旧小倉保育園前
98	98-1	上深川町	県道北野吐山線若草カントリークラブ進入路付近
	98-2	上深川町	旧深川保育園前
	98-3	下深川町	今西宅前ガードレール

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	98-4	下深川町	下深川共同茶工場東側
	98-5	下深川町	下深川子供広場前
99	99-1	萩町	下萩集会所前
	99-2	萩町	都祁簡易水道取水場前
	99-3	萩町	中萩集会所前
	99-4	萩町	上萩集会所前
100	100-1	針町	今岡歯科医院駐車場前
	100-2	針町	都祁公民館前
	100-3	針町	針東口バス停
	100-4	針町	鉢上茶工場前
101	101-1	蘭生町	蘭生営農センター付近
	101-2	都祁小山戸町	上田宅前市道
	101-3	都祁小山戸町	大谷茶工場前市道
	101-4	都祁小山戸町	小山戸公民館横
	101-5	都祁相河町	馬場野宅東側市道
102	102-1	都祁馬場町	向井工場裏
	102-2	都祁馬場町	谷岡宅前ガードレール
	102-3	都祁馬場町	馬場生活改善センター前ガードレール



(令和5年3月22日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第4号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、令和5年4月9日執行の奈良県知事選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを、次の日時及び場所において行います。

令和5年3月23日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

- 1 日時 令和5年3月23日 午後6時00分
- 2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

(令和5年3月23日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第5号**

令和5年4月9日執行の奈良県知事選挙における期日前投票所は、次の場所及び期間に設けます。

令和5年3月23日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

期日前投票所名	期日前投票所の場所	期 間
奈良市役所期日前投票所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟1階正面玄関ホール	令和5年3月24日から 令和5年4月8日まで (午前8時30分から午後8時まで)
奈良市立西部公民館期日前投票所	奈良市学園南三丁目1番5号 奈良市立西部公民館第2講座室(奈良市西部会館5階)	
奈良市北福祉センター期日前投票所	奈良市右京一丁目1番地の4 奈良市北福祉センター大集会室(奈良市北部会館2階)	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで (午前8時30分から午後8時まで)
奈良県経済倶楽部ビル期日前投票所	奈良市東向中町6番地 奈良県経済倶楽部ビル3階会議室	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで (午前9時から午後8時まで)
ならファミリー専門店街 zoro 期日前投票所	奈良市西大寺東町二丁目4番1号 ならファミリー専門店街 zoro1階らくだ広場	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで (午前10時から午後8時まで)
奈良市月ヶ瀬行政センター期日前投票所	奈良市月ヶ瀬尾山2845番地 奈良市月ヶ瀬行政センター1階市民相談室	令和5年4月4日から 令和5年4月8日まで (午前8時30分から午後8時まで)
奈良市都祁行政センター期日前投票所	奈良市都祁白石町1026番地の1 奈良市都祁行政センター1階会議室	
中畑町公民館期日前投票所	奈良市中畑町280番地 中畑町公民館	令和5年4月4日 (午前9時から午前12時まで)
米谷町集会所期日前投票所	奈良市米谷町566番地の1 米谷町集会所	令和5年4月4日 (午後3時から午後6時まで)

(令和5年3月23日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第6号**

令和5年4月9日執行の奈良県知事選挙における不在者投票の記載場所を、次のとおり定めます。

令和5年3月23日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

不在者投票記載場所	期 間
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟1階正面玄関ホール	令和5年3月24日から令和5年4月8日まで (午前8時30分から午後8時まで)
奈良市学園南三丁目1番5号 奈良市立西部公民館第2講座室(奈良市西部会館5階)	
奈良市右京一丁目1番地の4 奈良市北福祉センター大集会室(奈良市北部会館2階)	令和5年4月1日から令和5年4月8日まで (午前8時30分から午後8時まで)
奈良市東向中町6番地 奈良県経済倶楽部ビル3階会議室	令和5年4月1日から令和5年4月8日まで (午前9時から午後8時まで)
奈良市西大寺東町二丁目4番1号 ならファミリー専門店街 zoro1階らくだ広場	令和5年4月1日から令和5年4月8日まで (午前10時から午後8時まで)
奈良市月ヶ瀬尾山2845番地 奈良市月ヶ瀬行政センター1階市民相談室	令和5年4月4日から令和5年4月8日まで (午前8時30分から午後8時まで)
奈良市都祁白石町1026番地の1 奈良市都祁行政センター1階会議室	
奈良市中畑町280番地 中畑町公民館	令和5年4月4日 (午前9時から午前12時まで)
奈良市米谷町566番地の1 米谷町集会所	令和5年4月4日 (午後3時から午後6時まで)

(令和5年3月23日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第7号**

令和5年4月9日執行の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第2項及び第4項の規定による奈良市開票区の開票立会人を定めるくじを次の日時及び場所において行います。

令和5年3月23日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

日 時 令和5年4月7日 午前10時00分

場 所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 中央棟 地下1階 B1会議室

(令和5年3月23日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第8号**

令和5年4月9日執行の奈良県知事選挙における奈良市役所期日前投票所、奈良市立西部公民館期日前投票所、奈良市北福祉センター期日前投票所、奈良県経済倶楽部ビル期日前投票所、ならファミリー専門店街 zoro 期日前投票所、奈良市月ヶ瀬行政センター期日前投票所、奈良市都祁行政センター期日前投票所、中畑町公民館期日前投票所及び米谷町集会所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任しました。

令和5年3月23日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

次のとおり省略

(令和5年3月23日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第9号**

令和5年3月30日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する

者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和5年3月30日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

50分の1の数 5,993人

6分の1の数 49,937人

3分の1の数 99,874人

(令和5年3月30日揭示済)

### 奈良市選挙管理委員会告示第10号

奈良県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年10月奈良県条例第4号)第1条の規定により設置した、令和5年4月9日執行予定の奈良県議会議員選挙における公営ポスター掲示場の設置場所は、次のとおりです。

令和5年3月30日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

- 1 設置場所 別紙「奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表」のとおり

奈良市公営ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設置番号	所在地	設置場所
1	1-1	奈良阪町	奈良阪町バス停東側空地
	1-2	青山七丁目	特別養護老人ホームかがやきのその向かいフェンス
	1-3	奈良阪町	奈良豆比古神社生垣
	1-4	般若寺町	奈良阪南口バス停横
	1-5	般若寺町	奈良市企業局奈良阪配水池東側フェンス
	1-6	法蓮佐保山四丁目	ルート奈良鴻ノ池パーク健康広場フェンス
	1-7	般若寺町	第2号市営住宅1号館北側(般若寺交差点)
2	2-1	川上町	北人権文化センターフェンス
	2-2	川上町	新石橋北東フェンス
	2-3	川上町	若草こども園プール壁面
3	3-1	川上町	川上町東バス停西
	3-2	川上町	眞子宅向かい畑フェンス
	3-3	手貝町	手貝町バス停後方転害門広場
	3-4	今小路町	八木翁顕彰碑前
	3-5	登大路町	奈良県分庁舎東側駐車場
	3-6	雑司町	鼓阪小学校東側
	3-7	川上町	若草公民館北
	3-8	雑司町	鼓阪小学校正門東側芝生内
4	4-1	高畑町	高畑福井ちびっこ広場北側フェンス
	4-2	白毫寺町	高円芸術高校南側法面
	4-3	白毫寺町	高円芸術高校北側フェンス
	4-4	白毫寺町	飛鳥公民館白毫寺分館入口南側
	4-5	白毫寺町	白毫寺高円町積水若草寮向いフェンス
	4-6	白毫寺町	東山緑地修景池東
	4-7	春日野町	飛鳥中学校正門前北西フェンス
5	5-1	紀寺町	飛鳥小学校西側フェンス
	5-2	高畑町	奈良教育大学南側フェンス
	5-3	紀寺町	第19号市営住宅南公園
	5-4	高畑町	高畑町(教育大前)バス停横
	5-5	高畑町	白樺モータープール南西駐車場フェンス
6	6-1	中辻町	中辻町街区公園

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	6-2	南肘塚町	あじさい園宝北側植込み
	6-3	肘塚町	市立奈良病院管理地(駐車場)
	6-4	南京終町	済美地域ふれあい会館駐車場前
	6-5	南京終町	八軒町東交差点南(やすらぎの道南延長部緑地)
	6-6	南京終町一丁目	おかたに病院南
	7	7-1	西木辻町
7-2		西木辻町	済美小学校正門北側
7-3		大森町	農協会館駐車場東側植込
7-4		杉ヶ町	生涯学習センター北側
7-5		西木辻町	八軒町東交差点北
7-6		南京終町一丁目	大安寺バス停南
7-7		小太郎町	マルチカ金物店向い緑地帯
7-8		北風呂町	ならまち大通り馬場町交差点付近
8	8-1	半田横町	奈良女子大学学生寮入口南側フェンス
	8-2	鍋屋町	旧NHK奈良放送局敷地
	8-3	北魚屋西町	奈良女子大学西側フェンス前(国際交流会館向い)
	8-4	北袋町	天平橋東側空地
	8-5	北魚屋東町	奈良女子大学事務局南側フェンス
	8-6	北魚屋西町	奈良女子大学西側フェンス前(佐保橋バス停南側)
9	9-1	畑中町	畑中ふれあいパーク西側
	9-2	北小路町	内侍原町バス停前ブロック塀
	9-3	法蓮町	第3号市営住宅駐車場南側公園
	9-4	法蓮町	佐保川緑地公園内
	9-5	船橋町	奈良県立大学東入口進入路
10	10-1	法蓮町	佐保小学校運動場入口南側植込み
	10-2	法蓮町	奈良県奈良総合庁舎正面入口付近
	10-3	法蓮町	教育大附属中学校テニスコート南側敷地
	10-4	奈保町	奈良阪第3号街区公園北側
	10-5	法蓮町	育英学園グランド南側フェンス
	10-6	法蓮町	奈良市中央消防署佐保分署北側フェンス
	10-7	法蓮町	鴻ノ池バス停北
	10-8	法蓮佐保山四丁目	市営球場前バス停向い土手
11	11-1	法華寺町	法華寺東町街区公園東側フェンス
	11-2	法華寺町	一条高校南側

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	11-3	法華寺町	法華寺駐車場南側
	11-4	法華寺町	市営住宅東側空地(駐車場北側)
	11-5	法華寺町	ウワナベ池南側道路
	11-6	北新町	奈良市役所北東踏切北
	11-7	法華寺町	県道谷田・奈良線法華寺町入口三叉路付近
12	12-1	二条大路南一丁目	奈良市役所東側植込み
	12-2	大宮町六丁目	奈良市庁東口バス停佐保川沿い
	12-3	大宮町四丁目	グリーンコーポ奈良2番館東側緑地
	12-4	大宮町四丁目	大宮町四丁目街区公園南側フェンス
	12-5	大宮町六丁目	大宮町六丁目街区公園北側
	12-6	二条大路南一丁目	奈良市役所正門東側植込み
	12-7	大宮町四丁目	大宮小学校東側ブロック塀
13	13-1	西之阪町	市営西之阪住宅二号棟北側植込み
	13-2	三条町	三条町街区公園西側フェンス前
	13-3	杉ヶ町	杉ヶ町ちびっ子広場南東側
	13-4	油阪町	第21号市営住宅北側公園東側
	13-5	西之阪町	西之阪児童遊園東側空地
14	14-1	福智院町	名勝大乘院庭園文化館南側向い植込み
	14-2	北室町	ならまち大通り沿い市道植込み
	14-3	下御門町	なら工芸館前植込み
	14-4	高畑町	防衛省官舎前植込み
	14-5	東寺林町	ならまちセンター南側
15	15-1	登大路町	奈良地方裁判所前歩道植込み
	15-2	椿井町	椿井小学校西門南側
	15-3	高天町	高天交差点東南
	15-4	登大路町	猿沢池南東公園内
	15-5	登大路町	春日ホテル向い緑地帯
16	16-1	佐紀町	二条町バス停横
	16-2	佐紀町	佐紀町バス停西
	16-3	佐紀町	旧佐紀駐在所前バス停横
	16-4	佐紀町	平城宮跡バス停西側空地
	16-5	佐紀町	旧佐紀幼稚園前
	16-6	二条町三丁目	かんぼの宿奈良前ガードパイプ
17	17-1	四条大路五丁目	JAならけん都跡ローン営業センター前

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	17-2	二条大路南三丁目	朱雀門ひろば南東角
	17-3	尼辻北町	西口宅北側お地藏さん敷地柵
	17-4	四条大路五丁目	都跡地域ふれあい会館
	17-5	四条大路二丁目	四条大路二丁目街区公園
	17-6	柏木町	(株)あかしや南フェンス
	17-7	三条大路五丁目	尼ヶ辻橋南東自転車道
	18	18-1	六条町
18-2		柏木町	朱雀園二丁目集会所北側柏木緑地
18-3		西ノ京町	西ノ京バス停操車場北側空地
18-4		西ノ京町	西ノ京児童遊園
18-5		五条町	楠田宅東側
18-6		五条町	ローソン奈良五条町店駐車場西側ガードパイプ
18-7		西ノ京町	福田宅北側
19	19-1	山陵町	津風呂町農協集会所西側
	19-2	山陵町	山陵町第2号緑地西側
	19-3	山陵町	みささぎ会館正面東側
	19-4	山陵町	山陵橋東三差路
	19-5	歌姫町	塩塚古墳南側
	19-6	歌姫町	添御懸坐神社東側
	19-7	山陵町	特別養護老人ホーム平城園東側
	19-8	山陵町	航空自衛隊送信所南
20	20-1	秋篠町	奈良県農業協同組合平城支店前いぬい池堤
	20-2	秋篠町	奈良競輪場第6駐車場北側
	20-3	秋篠町	秋篠西バス停東側畑
	20-4	秋篠町	嶋田宅南側北新池の堤
	20-5	秋篠町	メゾン秋篠東ガードレール
	20-6	秋篠町	平城公民館正面北側フェンス
	20-7	秋篠町	奈良競輪場正面植込み
21	21-1	中山町	外山橋東堤防
	21-2	中山町	中山泉ヶ丘緑地
	21-3	中山町	中山泉ヶ丘街区公園西側法面
	21-4	秋篠町	奈良井の上南側歩道ガードレール
	21-5	中山町	なかやま会館前
22	22-1	若葉台三丁目	若葉台三丁目ちびっこ広場

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	22-2	菅原町	奥池自治会館西側
	22-3	疋田町五丁目	疋田町五丁目街区公園南側
	22-4	菅原町	伏見小学校正門横
	22-5	青野町二丁目	伏見公民館南側フェンス
	22-6	菅原東二丁目	すがはらパンダ公園フェンス
	22-7	疋田町五丁目	疋田町五丁目第3号街区公園
	23	23-1	西大寺芝町二丁目
23-2		西大寺国見町二丁目	西大寺国見町街区公園南側
23-3		西大寺国見町一丁目	大和西大寺駅構内列車区前壁面
23-4		西大寺国見町三丁目	西大寺国見遊遊公園フェンス
23-5		西大寺南町	西大寺南町丘のうえ公園フェンス
23-6		西大寺国見町一丁目	西大寺自転車センター南側緑地
24	24-1	あやめ池南一丁目	近鉄あやめ池駅南口西側
	24-2	あやめ池南七丁目	あやめ池南七丁目街区公園北側
	24-3	あやめ池南八丁目	西海宅東側蛙股池フェンス
	24-4	あやめ池南二丁目	コスモハイツあやめ池北側コンクリート柵
	24-5	あやめ池北二丁目	あやめ池北二丁目街区公園北側フェンス
	24-6	あやめ池北一丁目	あやめ池自転車センター北側道路敷
	24-7	あやめ池北一丁目	あやめ池北一丁目メタセコイヤ公園南側
25	25-1	学園北一丁目	学園前駅北口北東ハイフフェンス(歩道橋下)
	25-2	学園朝日町	学園前住宅B棟西側
	25-3	学園南三丁目	学園前北自転車センター西
	25-4	学園南一丁目	学園南三丁目バス停北側三差路三角地西向き
	25-5	学園朝日元町一丁目	学園朝日元町一丁目街区公園
	25-6	学園中二丁目	学園中第3号街区公園西側フェンス
	25-7	学園中三丁目	学園中第1号街区公園北側フェンス
	25-8	学園北二丁目	奈良市企業局あやめ池配水塔北側
26	26-1	鶴舞西町	鶴舞町六丁目(西部図書館前)バス停北植込み
	26-2	鶴舞東町	奈良市企業局研修所西側
	26-3	鶴舞東町	鶴舞保育園北東
27	27-1	五条畑一丁目	五条畑一丁目第1号街区公園北側
	27-2	宝来三丁目	宝来三丁目バス停北側フェンス
	27-3	宝来一丁目	奈良信用金庫尼辻支店南向いの田
	27-4	平松一丁目	京西公民館平松分館西側フェンス



投票区	設置番号	所在地	設置場所
	27-5	平松三丁目	平松三丁目街区公園の東側
	27-6	平松一丁目	新池東側土手
	27-7	宝来四丁目	宝来四丁目公園南側フェンス
28	28-1	西大寺東町二丁目	西大寺駅バス停北東
	28-2	秋篠早月町	秋篠サンパレス2号館前道路東側ガードレール
	28-3	西大寺新町一丁目	西大寺サンハイツ南側フェンス
	28-4	西大寺東町一丁目	西大寺近隣公園
	28-5	西大寺東町一丁目	西大寺近隣公園北西緑地
	28-6	西大寺本町	パチンコキャラバン西大寺向い近鉄線フェンス
29	29-1	富雄元町一丁目	富雄元町一丁目第2号街区公園北側フェンス
	29-2	富雄北一丁目	富雄北小学校前
	29-3	富雄北三丁目	富雄北三丁目街区公園
	29-4	富雄北一丁目	富雄北小学校東裏門南側
	29-5	富雄北二丁目	富雄公民館元町分館南側道路敷
	29-6	三松一丁目	富雄北幼稚園西側フェンス
	29-7	富雄川西一丁目	河西橋西側(南)とみお駅前パーキング向い
	29-8	三松一丁目	三松橋北西(富雄北幼稚園フェンス)
30	30-1	帝塚山一丁目	帝塚山一丁目第1号街区公園南側
	30-2	富雄元町二丁目	富雄駅南側ロータリー植込み
	30-3	三碓五丁目	三碓五丁目第1号街区公園北側
	30-4	三碓七丁目	黒谷橋東詰交差点南西
	30-5	帝塚山二丁目	帝塚山二丁目街区公園東側
	30-6	帝塚山四丁目	帝塚山四丁目街区公園東側
	30-7	帝塚山六丁目	帝塚山六丁目街区公園南東側
	30-8	三碓四丁目	上烏見橋北東
	30-9	三碓二丁目	富雄中学校正門南側フェンス
	30-10	帝塚山五丁目	帝塚山五丁目児童公園南東側
31	31-1	烏見町二丁目	烏見第6号児童公園北側
	31-2	烏見町一丁目	奈良市企業局烏見配水池北側
	31-3	烏見町三丁目	烏見第1号街区公園東南側
	31-4	烏見町三丁目	烏見小学校校門南フェンス
	31-5	烏見町三丁目	烏見第2号街区公園東側
	31-6	三松ヶ丘	中川宅東向い緑地西側
	31-7	烏見町四丁目	富雄団地9棟北側

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	31-8	烏見町二丁目	烏見第5号街区公園東側
32	32-1	石木町	大和田橋東詰交差点北側
	32-2	中町	第二船場橋南側富雄川北側堤防
	32-3	中町	富雄南小学校ブロック塀
	32-4	中町	ヘアーサロンすぎもり北側路肩
	32-5	丸山一丁目	西部生涯スポーツセンター・テニスコート南側フェンス
	32-6	中町	キムラ理容所向い雑木林
	32-7	中町	富雄中山バス停付近
33	33-1	大安寺二丁目	大安寺小学校体育館フェンス
	33-2	八条一丁目	八条町地藏前バス停向い
	33-3	大安寺六丁目	幸田酒店南側畑南面
	33-4	東九条町	東九条宮ノ森街区公園南側
	33-5	東九条町	県営北和団地給水塔東側緑地
	33-6	東九条町	宮の森町西口バス停東側
	33-7	八条一丁目	八条市営住宅内緑地
34	34-1	押熊町	おしくま会館前
	34-2	押熊町	押熊町街区公園フェンス
	34-3	押熊町	押熊町第3号街区公園東側
	34-4	押熊町	奥山田池西側
	34-5	押熊町	押熊町第11号街区公園南配水池フェンス
35	35-1	東九条町	東九条町東バス停(東行き)南向い
	35-2	東九条町	菅原神社東側交差点の東北
	35-3	西九条町一丁目	上池東側フェンス
	35-4	西九条町一丁目	辰市小学校南門西側フェンス
	35-5	西九条町一丁目	辰市小学校西門南側
	35-6	西九条町二丁目	大和ハウス工場北側ガードレール
	35-7	東九条町	トヨタモビリティパーツ株式会社奈良支社南側
	35-8	東九条町	県営姫寺団地集会所前
36	36-1	杏町	第11号市営住宅公園北側
	36-2	杏町	杏南児童遊園南側
	36-3	杏町	南人権文化センター進入路フェンス
37	37-1	北永井町	明治小学校正門塀
	37-2	南永井町	都南中学校北側
	37-3	北之庄町	五徳池堤防(東側)北之庄バス停付近

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	37-4	南永井町	南永井町第1号街区公園北側
	37-5	北永井町	明治小学校南門付近
	37-6	神殿町	山口鉄工前北東付近歩道ガードレール
	37-7	神殿町	神殿池北側児童公園
	37-8	神殿町	明治幼稚園北側フェンス
38	38-1	山町	山村町集荷場東南側
	38-2	池田町	廣大寺池西側法面
	38-3	今市町	奈良豊澤酒造(株)北側
	38-4	山町	下山八坂神社玉垣
	38-5	今市町	帯解駅北フェンス
	38-6	田中町	奈良ヤクルト販売(株)北側ブロック塀
	38-7	柴屋町	帯解小学校東側
39	39-1	高樋町	旧精華小学校向いガードレール
	39-2	菩提山町	橋本宅向い島石園の看板東ガードレール
	39-3	高樋町	青木宅向いガードレール
	39-4	高樋町	南部公民館精華分館フェンス
	39-5	虚空蔵町	西田宅向い倉庫東側
	39-6	興隆寺町	興隆寺町バス停横ガードレール
	39-7	米谷町	横手宅南側土手
	39-8	中畑町	鈴木宅下防火水槽西電柱西側
	39-9	米谷町	米谷町バス停横電話ボックス北側
	39-10	米谷町	米谷町集会所前バス停南空地
40	40-1	北椿尾町	北椿尾町集会所前児童遊園入口左側
	40-2	南椿尾町	南椿尾町集会所下ガードレール
	40-3	北椿尾町	北椿尾町(出垣内)奥田宅西側
41	41-1	七条西町一丁目	七条西町街区公園北側
	41-2	六条西四丁目	六条山バス停北側植込み
42	42-1	古市町	古市町第4号街区公園
	42-2	古市町	ディアレコトブキA棟西空地
	42-3	古市町	古市グランドフェンス前
	42-4	古市町	高円こども園敷地フェンス
	42-5	古市町	笠松宅東側歩道
43	43-1	古市町	東市地域ふれあい会館南側
	43-2	古市町	春日苑一丁目新池南側堤防

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	43-3	古市町	春日苑第1号街区公園南側
	43-4	古市町	県営高円団地南側土手
	43-5	鹿野園町	鎌田宅南側
	43-6	古市町	藤原第2号街区公園南面フェンス
	43-7	藤原町	藤原町バス停南側(北行き)
	43-8	古市町	古市町ポンプ格納庫東
44	44-1	須山町	須山町県道三差路東側土手
	44-2	矢田原町	田原オート北側茶畑土手
	44-3	袖ノ川町	袖ノ川消防ポンプ庫北側国道ガードレール
	44-4	茗荷町	田原公民館向いフェンス
	44-5	長谷町	市道南田原長谷線長谷町地区奥ヶ谷入口ガードレール
	44-6	矢田原町	平田宅倉庫前県道
	44-7	横田町	奈良県農業協同組合旧田原支店前県道フェンス
	44-8	誓多林町	井岡宅前柿の木の前
	44-9	誓多林町	誓多林町公民館入口
45	45-1	六条緑町二丁目	佐尾山宅西土手フェンス
	45-2	五条西一丁目	五条西一丁目街区公園西側
	45-3	青垣台一丁目	青垣台一丁目街区公園北側
46	46-1	水間町	水間製茶共同組合工場駐車場
	46-2	水間町	国道369号線曙光町入口水間町資材置場北側
	46-3	水間町	山下商店東側国道369号線歩道フェンス
	46-4	水間町	岡田宅南東国道369号線ガードレール
	46-5	別所町	製茶工場前公民館南側の土手
	46-6	水間町	水間コミュニティホール東土手
47	47-1	柳生下町	柳生小学校フェンス
	47-2	柳生町	柳生公民館駐車場北側
	47-3	柳生町	旧柳生中学校北側歩道ガードパイプ
	47-4	柳生町	吉田茶工場向い西側国道369号線自転車歩道橋
	47-5	大保町	榎宅前北側国道369号線自転車歩道橋
	47-6	大保町	御蔵橋北詰東側歩道フェンス
	47-7	興ヶ原町	興ヶ原ポンプ格納庫西側
48	48-1	邑地町	神田橋北西ガードレール
	48-2	邑地町	邑地コミュニティスポーツ広場入市道ガードレール
	48-3	邑地町	消防会館向い上出口バス停横

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	48-4	邑地町	柳生診療所南側
	48-5	邑地町	邑地町共同製茶組合製茶工場前ガードレール
	48-6	邑地町	蔵垣宅前ガードパイプ
49	49-1	丹生町	丹生共同製茶工場北県道大保邑地線市道三差路ガードレール
	49-2	丹生町	柳生丹生口バス停前
	49-3	丹生町	柳生地域ふれあい会館前
	49-4	北野山町	北野山バス停前(消防ポンプ庫前広場)
	49-5	北野山町	柳生公民館北野山分館西側
50	50-1	大柳生町	杉岡宅前歩道フェンス
	50-2	大柳生町	国道369号線大柳生交差点歩道フェンス
	50-3	大柳生町	大柳生町上出垣内集会所前
	50-4	阪原町	森田宅下国道369号線ガードレール
	50-5	阪原町	阪原椎茸組合集出荷場向かい
	50-6	大柳生町	興東館柳生中学校バス停南側
	50-7	阪原町	南阪原農家組合西側県道
51	51-1	大慈仙町	大慈仙バス停南側歩道フェンス
	51-2	大慈仙町	大谷宅南側県道法面
	51-3	忍辱山町	今中工務店倉庫北側フェンス
	51-4	忍辱山町	忍辱山町集会所前フェンス
	51-5	忍辱山町	峯宅下の畑
52	52-1	大平尾町	久保宅入口県道ガードレール
	52-2	大平尾町	興東公民館大平尾分館東側ガードレール
53	53-1	須川町	興東小学校西門入口歩道フェンス
	53-2	須川町	大壁橋東側県道歩道フェンス
	53-3	須川町	興東公民館東里分館前ガードレール
	53-4	須川町	窪田宅入口付近県道ガードレール
	53-5	須川町	須川大橋東側県道歩道フェンス
	53-6	須川町	浦宅北側畑法面
	53-7	須川町	佐野宅西側法面
54	54-1	北村町	北村町公民館前
	54-2	北村町	北村町バス停(奈良行)横県道歩道フェンス
	54-3	南庄町	南之庄バス停北側歩道フェンス
55	55-1	中ノ川町	中ノ川町国道県道三差路手前右ガードレール
	55-2	中ノ川町	池之畑宅前畑

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	55-3	東鳴川町	東鳴川バス停電話ボックス東側歩道フェンス
56	56-1	西狭川町	西狭川口バス停歩道フェンス
	56-2	下狭川町	興東公民館狭川分館前
	56-3	下狭川町	狭川コミュニティスポーツ広場
	56-4	下狭川町	下狭川バス停横(川側)
	56-5	下狭川町	高城酒店向側ガードレール
	56-6	広岡町	広岡バス停北ガードレール
	56-7	狭川両町	両町バス停北側ガードレール
57	57-1	学園大和町三丁目	学園大和第3号街区公園東側
	57-2	学園大和町一丁目	学園大和第一児童公園東側
	57-3	学園大和町一丁目	学園大和第8号街区公園南側
	57-4	学園大和町五丁目	学園大和第5号街区公園東側
	57-5	学園大和町五丁目	学園大和第6号街区公園西側
	57-6	学園大和町五丁目	学園大和町五丁目バス停西側
	57-7	学園大和町四丁目	学園大和第4号街区公園東側
58	58-1	登美ヶ丘二丁目	旧西奈良県民センターテニスコート東側
	58-2	登美ヶ丘二丁目	井上宅向い公園北側
	58-3	中山町西一丁目	中山町西一丁目街区公園南側
	58-4	西登美ヶ丘一丁目	西登美ヶ丘一丁目街区公園北側フェンス
	58-5	大淵町	大淵橋バス停付近(奈良県大淵池公園東側)
	58-6	大淵町	鈴木宅前大淵公園土手
59	59-1	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地D14号館北側
	59-2	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地C15号館東側緑地
	59-3	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地管理事務所西側
	59-4	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地D46号館東緑地
	59-5	中登美ヶ丘一丁目	旧南都銀行中登美出張所北側
	59-6	中登美ヶ丘一丁目	中登美団地C2号館西側
60	60-1	敷島町一丁目	朝日町二丁目第2号緑地南側
	60-2	秋篠新町	奈良競輪場第1駐車場フェンス
	60-3	敷島町一丁目	敷島町一丁目大池東堤防
	60-4	西大寺赤田町一丁目	西大寺北小学校東南側
	60-5	秋篠三和町二丁目	秋篠三和町第3号児童公園南側
	60-6	西大寺赤田町一丁目	西大寺北小学校南門進入路ガードレール
61	61-1	南京終町	済美南小学校正門横フェンス

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	61-2	南京終町四丁目	JR京終駅西踏切南フェンス
	61-3	南京終町七丁目	(株)呉竹正面入口西側
	61-4	南京終町三丁目	桂木団地14棟南側土手
	61-5	南京終町	水野製作所北側
	61-6	南京終町五丁目	南京終町五丁目ちびっこ広場
62	62-1	右京二丁目	平城第二団地集会所東側
	62-2	右京一丁目	高の原中央病院駐車場東側植込み
	62-3	右京三丁目	平城第3号近隣公園南西側
	62-4	右京四丁目	旧右京小学校南側
	62-5	右京五丁目	UR高の原現地案内所南側
	62-6	右京一丁目	近鉄高の原駅前広場陸橋西側
63	63-1	神功五丁目	神功五丁目街区公園北側植込み
	63-2	神功二丁目	ならやま小中学校正門西側フェンス
	63-3	神功二丁目	ならやま小中学校南側土手
	63-4	神功二丁目	旧神功小学校南側土手
	63-5	秋篠町	県営平城団地集会所前
	63-6	神功三丁目	平城第4号近隣公園北東側
	63-7	神功六丁目	神功六丁目緑地
64	64-1	六条西三丁目	県営六条山団地2号棟南緑地
	64-2	六条西二丁目	六条西二丁目街区公園南側
	64-3	六条西一丁目	市営五条山団地5号棟東緑地
	64-4	六条西六丁目	六条西六丁目1号街区公園西側
	64-5	六条二丁目	六条小学校正門西側フェンス
65	65-1	横井一丁目	横井第2号街区公園フェンス
	65-2	横井一丁目	旧横井人権文化センター
	65-3	横井三丁目	横井第1号街区公園東側フェンス
	65-4	横井二丁目	横井町二丁目谷村商店南側公園
	65-5	横井五丁目	横井児童館北東フェンス
66	66-1	松陽台四丁目	松陽台四丁目街区公園北側
	66-2	二名一丁目	杵築橋バス停(北行き)
	66-3	西登美ヶ丘五丁目	西登美ヶ丘五丁目バス停付近
	66-4	西登美ヶ丘八丁目	谷奥宅南側緑地南面大阪ガス倉庫東側
	66-5	西登美ヶ丘六丁目	西登美ヶ丘六丁目第1号街区公園内集会所北側フェンス
	66-6	西登美ヶ丘八丁目	西登美ヶ丘西街区公園西側

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	66-7	二名一丁目	二名小学校校門前南側
67	67-1	北登美ヶ丘一丁目	登美ヶ丘近隣公園東側
	67-2	東登美ヶ丘五丁目	東登美ヶ丘3号街区公園南側
	67-3	北登美ヶ丘四丁目	北登美ヶ丘3号街区公園南東側
	67-4	登美ヶ丘六丁目	奈良県大淵池公園北側
	67-5	中登美ヶ丘二丁目	中登美ヶ丘二丁目児童公園西側
	67-6	北登美ヶ丘三丁目	東登美ヶ丘五丁目バス停(西行き)向い
	67-7	東登美ヶ丘一丁目	東登美ヶ丘一丁目東街区公園南東
68	68-1	東九条町	県営売間団地14号棟西側
	68-2	東九条町	県営売間団地給水塔西側
	68-3	東九条町	県営売間団地8号棟と15号棟の間三差路北
69	69-1	桂木町	桂木団地集会所東側
	69-2	桂木町	桂木団地11号館北(多目的広場フェンス)
	69-3	桂木町	桂木団地2号館南
70	70-1	平清水町	草竹コンクリート工業株奈良工場南側土手
	70-2	生琉里町	菊池宅入口付近
	70-3	平清水町	平清水口バス停西側歩道フェンス
71	71-1	藤ノ木台三丁目	藤ノ木台第2号街区公園南側
	71-2	藤ノ木台三丁目	藤ノ木台第3号街区公園南側
	71-3	藤ノ木台四丁目	藤ノ木台第4号街区公園北側フェンス
	71-4	藤ノ木台三丁目	藤ノ木台第1号街区公園北側
	71-5	藤ノ木台二丁目	藤ノ木台第5号街区公園東側
	71-6	菅野台	奈良県立藤の木学園北側土手
	71-7	菅野台	菅野台第2号街区公園南側
72	72-1	南紀寺町二丁目	南紀寺町街区公園北側
	72-2	東紀寺町一丁目	紀寺住宅バス停(南行き)東
	72-3	南紀寺町三丁目	紀寺南池南側法面
	72-4	東紀寺町一丁目	紀寺住宅東側ブロック塀
	72-5	南紀寺町三丁目	南紀寺児童遊園南側フェンス
	72-6	南紀寺町一丁目	サテライトミーホ南側田
	72-7	東紀寺町一丁目	奈良女子大学附属中等教育学校正門横
	72-8	東紀寺町三丁目	第9号市営住宅3号棟北側
	72-9	東紀寺町一丁目	奈良女子大学附属中等教育学校北側
73	73-1	帝塚山南三丁目	帝塚山南三丁目1号街区公園東側



投票区	設置番号	所在地	設置場所
	73-2	帝塚山南二丁目	富雄第三小中学校校門北側
	73-3	富雄泉ヶ丘	富雄泉ヶ丘第3号街区公園西側
	73-4	富雄泉ヶ丘	富雄泉ヶ丘第4号街区公園西側
	73-5	帝塚山南二丁目	帝塚山南二丁目街区公園西側
74	74-1	四条大路南町	四条大路バス停前
	74-2	大安寺西一丁目	大安寺西小学校西門南フェンス
	74-3	四条大路南町	四条大路南町第1号児童公園北側
	74-4	三条川西町	三笠中学校正門南側ネットフェンス
	74-5	大安寺西二丁目	奈良市埋蔵文化財調査センター前植込み
	74-6	恋の窪三丁目	恋の窪モータプール東側
	74-7	大安寺西一丁目	大安寺西小学校正門南側フェンス
	74-8	四条大路南町	四条大路南町第2号街区公園(アカシヤ公園)西側フェンス
75	75-1	三条本町	菩提川公園西側
	75-2	三条宮前町	なら100年会館西側植込み
	75-3	大宮町二丁目	大宮幼稚園西側フェンス
	75-4	大宮町二丁目	奈良パークビレッジ南入口植込み
	75-5	三条宮前町	なら100年会館東側植込み
	75-6	三条大宮町	白藤学園おおみや保育園東側
	75-7	三条宮前町	学校法人白藤学園西側
	75-8	大宮町二丁目	大宮町二丁目ちびっこ広場南側植込み
	75-9	三条栄町	奈良ハイツ西通用口フェンス(2棟西側)
	75-10	三条本町	菩提川公園南側
76	76-1	朱雀五丁目	朱雀五丁目街区公園東南側角
	76-2	朱雀六丁目	朱雀小学校正門東側
	76-3	朱雀二丁目	平城第2号公園東南側植込み
	76-4	朱雀六丁目	朱雀六丁目街区公園西側植込み
	76-5	朱雀二丁目	上山宅向いガードレール(近鉄京都線沿い)
	76-6	朱雀二丁目	平城第2号公園駐車場北東側角
	76-7	朱雀三丁目	高の原駅前歩道高の原第二自転車駐車場前
77	77-1	学園緑ヶ丘三丁目	学園緑ヶ丘三丁目街区公園西側
	77-2	百楽園四丁目	青和小学校校門西側
	77-3	百楽園三丁目	吉川宅前西側空地
	77-4	学園緑ヶ丘一丁目	学園緑ヶ丘二丁目北口バス停北側緑地帯
	77-5	学園緑ヶ丘二丁目	学園緑ヶ丘二丁目街区公園北側

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	77-6	学園新田町	学園新田町街区公園
78	78-1	中山町西三丁目	中山町西三丁目第2号街区公園
	78-2	中山町西四丁目	中山町西四丁目街区公園東側
	78-3	中山町西二丁目	中山町西二丁目第1号街区公園東側
	78-4	朝日町一丁目	朝日町一丁目街区公園東側
	78-5	朝日町二丁目	朝日町二丁目2号街区公園北側
	78-6	中山町西三丁目	中山町西三丁目第1号街区公園北側
79	79-1	西登美ヶ丘四丁目	登美ヶ丘小学校正門入口東側土手
	79-2	松陽台二丁目	松陽台二丁目第1号街区公園南側
	79-3	西登美ヶ丘三丁目	西登美ヶ丘三丁目南児童公園北側
	79-4	松陽台二丁目	松陽台二丁目3号街区公園
	79-5	西登美ヶ丘二丁目	西登美ヶ丘二丁目第3号街区公園
	79-6	西登美ヶ丘三丁目	西登美ヶ丘三丁目北児童公園北側
80	80-1	西大寺野神町一丁目	伏見中学校グランド北側
	80-2	西大寺新池町	新池西側ガードレール
	80-3	西大寺野神町一丁目	伏見中学校正門西側
	80-4	西大寺野神町一丁目	西大寺野神緑地公園
81	81-1	西千代ヶ丘三丁目	2号公園北側歩道緑地(筒井宅南側)
	81-2	西千代ヶ丘一丁目	西千代ヶ丘一丁目第3号街区公園
	81-3	千代ヶ丘二丁目	千代ヶ丘第2号街区公園東側フェンス
	81-4	西千代ヶ丘一丁目	三碓小学校校門北側フェンス
	81-5	西千代ヶ丘一丁目	第1号児童公園東側歩道緑地
	81-6	西千代ヶ丘三丁目	富雄南公民館北西
82	82-1	青山七丁目	青山外周緑地北西側
	82-2	青山七丁目	青山住宅バス停南側
	82-3	青山九丁目	青山九丁目緑地(住民の森公園)入口
	82-4	青山三丁目	鼓阪北小学校正門入口東側フェンス
	82-5	青山四丁目	青山近隣公園西側
	82-6	青山二丁目	青山二丁目街区公園北側
	82-7	青山六丁目	青山六丁目バス停西側
83	83-1	七条一丁目	七条集会所南側竹藪
	83-2	七条二丁目	大池南側ガードレール
	83-3	七条東町	七条東町秋篠川西側河川敷
	83-4	七条一丁目	片岡宅(七条一丁目24番4号)南側畑

投票区	設置番号	所在地	設置場所
84	84-1	佐保台二丁目	佐保台三丁目バス停東側石垣
	84-2	佐保台一丁目	JR平城山駅バス停ロータリー南緑地
	84-3	佐保台西町	JR平城山駅西口階段下植込み
	84-4	佐保台三丁目	佐保台第5号街区公園東南角フェンス前
	84-5	佐保台三丁目	佐保台小学校校門付近
85	85-1	法蓮町	佐保川小学校東側
	85-2	法蓮町	リバーサイド新大宮南側河川敷
	85-3	芝辻町四丁目	芝辻町四丁目街区公園東側
	85-4	芝辻町四丁目	三和マンション北側河川敷
	85-5	芝辻町三丁目	芝辻町三丁目街区公園南側
86	86-1	左京三丁目	左京三丁目街区公園西側土手
	86-2	左京三丁目	左京小学校北側土手フェンス
	86-3	左京一丁目	左京一丁目緑地北側土手フェンス
	86-4	左京二丁目	朱雀医療ビル東側(県道沿)
	86-5	左京四丁目	左京四丁目交差点北東
	86-6	左京二丁目	左京二丁目街区公園西側
87	87-1	月ヶ瀬石打	石打コミュニティスポーツプール南公園フェンス
	87-2	月ヶ瀬石打	石打県道・市道交差点西・田中宅前
	87-3	月ヶ瀬石打	ガソリンスタンド横市道法面
	87-4	月ヶ瀬石打	奥谷宅裏市道法面
	87-5	月ヶ瀬石打	脇野宅前
88	88-1	月ヶ瀬尾山	月ヶ瀬行政センター入口前
	88-2	月ヶ瀬尾山	市道尾山中央線・井口山線三叉路付近
	88-3	月ヶ瀬尾山	月ヶ瀬駐在所北ガードレール
	88-4	月ヶ瀬尾山	駐車場西側ガードレール
	88-5	月ヶ瀬尾山	松本宅裏
89	89-1	月ヶ瀬長引	長引共同製茶工場横
	89-2	月ヶ瀬長引	仲西宅裏
	89-3	月ヶ瀬長引	月ヶ瀬観光会館前
90	90-1	月ヶ瀬嵩	嵩登り口三叉路
	90-2	月ヶ瀬嵩	子ども広場前
	90-3	月ヶ瀬月瀬	月瀬ゲートボール場西
	90-4	月ヶ瀬月瀬	県道月瀬・三ヶ谷線(市道月瀬中央線三差路付近)
91	91-1	月ヶ瀬桃香野	久保宅向かい県道

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	91-2	月ヶ瀬桃香野	桃香野老人憩いの家横
	91-3	月ヶ瀬桃香野	桃香野中央線入口(雲景山)三叉路
	91-4	月ヶ瀬桃香野	井ノ倉宅下
	91-5	月ヶ瀬桃香野	笠置山添線・桃香野矢川線三叉路
92	92-1	都祁南之庄町	旧NTT都祁別館
	92-2	都祁南之庄町	南之庄町公民館北側宅地
	92-3	都祁甲岡町	中井宅倉庫南市道
	92-4	来迎寺町	来迎寺町公民館前
93	93-1	都祁吐山町	北森宅前ガードパイプ
	93-2	都祁吐山町	吐山消防庫前バス停横フェンス
	93-3	都祁吐山町	極楽寺前(R369歩道)
	93-4	都祁吐山町	外ノ橋バス停横
	93-5	都祁こぶしが丘	こぶしが丘入口
94	94-1	都祁白石町	針テラストラックステーション東側
	94-2	都祁白石町	興善寺付近国道369号沿い
	94-3	都祁白石町	ホームセンターコメリ前
	94-4	都祁白石町	今章工務店前
	94-5	都祁白石町	JA都祁支店南
	94-6	都祁白石町	都祁行政センター南
95	95-1	都祁友田町	県道桜井都祁線堀上宅東
	95-2	都祁友田町	西畑宅前
	95-3	蘭生町	旧並松保育園前
	95-4	蘭生町	蘭生新橋付近
	95-5	蘭生町	高塚集荷場前
96	96-1	針ヶ別所町	東川宅倉庫南側道路
	96-2	針ヶ別所町	上戸ヶ橋付近歩道
	96-3	針ヶ別所町	福住宅前茶畑
97	97-1	小倉町	小倉共同製茶工場前
	97-2	小倉町	浦久保宅横
	97-3	小倉町	(有)奈良サービス前
	97-4	小倉町	旧小倉保育園前
98	98-1	上深川町	県道北野吐山線若草カントリークラブ進入路付近
	98-2	上深川町	旧深川保育園前
	98-3	下深川町	今西宅前ガードレール

投票区	設置番号	所在地	設置場所
	98-4	下深川町	下深川共同茶工場東側
	98-5	下深川町	下深川子供広場前
99	99-1	萩町	下萩集会所前
	99-2	萩町	都祁簡易水道取水場前
	99-3	萩町	中萩集会所前
	99-4	萩町	上萩集会所前
100	100-1	針町	今岡歯科医院駐車場前
	100-2	針町	都祁公民館前
	100-3	針町	針東口バス停
	100-4	針町	鉢上茶工場前
101	101-1	蘭生町	蘭生営農センター付近
	101-2	都祁小山戸町	上田宅前市道
	101-3	都祁小山戸町	大谷茶工場前市道
	101-4	都祁小山戸町	小山戸公民館横
	101-5	都祁相河町	馬場野宅東側市道
102	102-1	都祁馬場町	向井工場裏
	102-2	都祁馬場町	谷岡宅前ガードレール
	102-3	都祁馬場町	馬場生活改善センター前ガードレール

(令和5年3月30日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第11号**

令和5年4月9日執行の奈良県知事選挙における奈良市月ヶ瀬行政センター期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を、次のように変更しました。

令和5年3月30日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

期日前投票所名 奈良市月ヶ瀬行政センター期日前投票所

職務を行うべき日 令和5年4月4日から4月8日まで

解任する者 省略

選任する者 省略

(令和5年3月30日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第13号**

令和5年4月9日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における本市各投票区の投票所を、次のように設けます。

令和5年3月31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙  
投票場所一覧表

投票所名	所在地	投票場所
奈良市第1投票区投票所	奈良市般若寺町	奈良拘置支所職員待機所
奈良市第2投票区投票所	奈良市川上町	奈良市北人権文化センター
奈良市第3投票区投票所	奈良市雑司町	奈良市立鼓阪小学校講堂
奈良市第4投票区投票所	奈良市白毫寺町	白毫寺町町民センター
奈良市第5投票区投票所	奈良市紀寺町	奈良市立飛鳥小学校体育館
奈良市第6投票区投票所	奈良市南京終町	奈良市済美地域ふれあい会館
奈良市第7投票区投票所	奈良市西木辻町	奈良市立済美小学校多目的ホール
奈良市第8投票区投票所	奈良市東向北町	ひがしむききたコミュニティ会館
奈良市第9投票区投票所	奈良市船橋町	奈良県立大学地域交流棟1階小研修室
奈良市第10投票区投票所	奈良市法蓮町	奈良市立佐保小学校講堂
奈良市第11投票区投票所	奈良市法華寺町	奈良市立一条高等学校記念館
奈良市第12投票区投票所	奈良市大宮町四丁目	奈良市立三笠公民館集会室
奈良市第13投票区投票所	奈良市西之阪町	西之阪集会所
奈良市第14投票区投票所	奈良市東寺林町	奈良市ならまちセンター 2階多目的ホール
奈良市第15投票区投票所	奈良市椿井町	奈良市立椿井小学校椿井ホール
奈良市第16投票区投票所	奈良市佐紀町	旧奈良市立佐紀幼稚園
奈良市第17投票区投票所	奈良市四条大路五丁目	奈良市都跡地域ふれあい会館
奈良市第18投票区投票所	奈良市西ノ京町	西ノ京集会所
奈良市第19投票区投票所	奈良市山陵町	みささぎ会館
奈良市第20投票区投票所	奈良市秋篠町	秋篠町公民館
奈良市第21投票区投票所	奈良市中山町	なかやま会館
奈良市第22投票区投票所	奈良市菅原町	奈良市立伏見小学校講堂
奈良市第23投票区投票所	奈良市西大寺新田町	西大寺水利組合公民館
奈良市第24投票区投票所	奈良市あやめ池南一丁目	伏見公民館あやめ池分館

投票所名	所在地	投票場所
奈良市第25投票区投票所	奈良市学園南三丁目	奈良市立西部公民館体育室 (奈良市西部会館6階)
奈良市第26投票区投票所	奈良市鶴舞東町	奈良学園前・鶴舞団地20号棟集会所
奈良市第27投票区投票所	奈良市平松一丁目	京西公民館平松分館
奈良市第28投票区投票所	奈良市西大寺東町一丁目	奈良市西大寺北地域ふれあい会館
奈良市第29投票区投票所	奈良市富雄北一丁目	奈良市立富雄北小学校体育館
奈良市第30投票区投票所	奈良市三碓二丁目	奈良市立富雄中学校体育館
奈良市第31投票区投票所	奈良市鳥見町三丁目	奈良市立鳥見小学校体育館
奈良市第32投票区投票所	奈良市中町	奈良市立富雄南小学校体育館
奈良市第33投票区投票所	奈良市大安寺二丁目	奈良市立大安寺小学校講堂
奈良市第34投票区投票所	奈良市押熊町	おしくま会館
奈良市第35投票区投票所	奈良市西九条町一丁目	奈良市立辰市小学校体育館
奈良市第36投票区投票所	奈良市杏町	奈良市南人権文化センター
奈良市第37投票区投票所	奈良市北永井町	奈良市立明治小学校体育館
奈良市第38投票区投票所	奈良市山町	奈良市立南部公民館
奈良市第39投票区投票所	奈良市高樋町	南部公民館精華分館
奈良市第40投票区投票所	奈良市北椿尾町	北椿尾町集会所
奈良市第41投票区投票所	奈良市七条西町二丁目	ならコープ七条店集会所
奈良市第42投票区投票所	奈良市古市町	奈良市東人権文化センター
奈良市第43投票区投票所	奈良市古市町	奈良市東市地域ふれあい会館
奈良市第44投票区投票所	奈良市茗荷町	奈良市立田原公民館
奈良市第45投票区投票所	奈良市赤膚町	奈良森林管理事務所会議室
奈良市第46投票区投票所	奈良市水間町	田原公民館水間分館
奈良市第47投票区投票所	奈良市柳生町	奈良市立柳生公民館
奈良市第48投票区投票所	奈良市邑地町	柳生公民館邑地分館
奈良市第49投票区投票所	奈良市丹生町	奈良市柳生地域ふれあい会館
奈良市第50投票区投票所	奈良市大柳生町	奈良市立興東館柳生中学校武道場



投票所名	所在地	投票場所
奈良市第51投票区投票所	奈良市忍辱山町	忍辱山町集会所
奈良市第52投票区投票所	奈良市大平尾町	興東公民館大平尾分館
奈良市第53投票区投票所	奈良市須川町	須川町公民館
奈良市第54投票区投票所	奈良市北村町	北村町公民館
奈良市第55投票区投票所	奈良市東鳴川町	東鳴川町公民館
奈良市第56投票区投票所	奈良市下狹川町	興東公民館狹川分館
奈良市第57投票区投票所	奈良市学園大和町一丁目	西部公民館学園大和分館
奈良市第58投票区投票所	奈良市中山町西一丁目	大洲池公園体育館
奈良市第59投票区投票所	奈良市中登美ヶ丘一丁目	中登美団地中央集会所Eラウンジ
奈良市第60投票区投票所	奈良市西大寺赤田町一丁目	奈良市立西大寺北小学校体育館
奈良市第61投票区投票所	奈良市南京終町七丁目	春日公民館済美南分館
奈良市第62投票区投票所	奈良市右京四丁目	旧奈良市立右京小学校体育館
奈良市第63投票区投票所	奈良市神功二丁目	旧奈良市立神功小学校体育館
奈良市第64投票区投票所	奈良市六条二丁目	奈良市立六条小学校講堂
奈良市第65投票区投票所	奈良市横井一丁目	第12号市営住宅集会所
奈良市第66投票区投票所	奈良市二名一丁目	奈良市立二名小学校講堂
奈良市第67投票区投票所	奈良市東登美ヶ丘四丁目	奈良市立東登美ヶ丘小学校講堂
奈良市第68投票区投票所	奈良市東九条町	売間県営住宅大集会所
奈良市第69投票区投票所	奈良市桂木町	桂木団地集会所
奈良市第70投票区投票所	奈良市平清水町	平清水町公民館
奈良市第71投票区投票所	奈良市藤ノ木台三丁目	藤ノ木台自治会コミュニティホール
奈良市第72投票区投票所	奈良市東紀寺町一丁目	奈良女子大学附属中等教育学校武道場
奈良市第73投票区投票所	奈良市帝塚山南二丁目	奈良市立富雄第三小学校体育館
奈良市第74投票区投票所	奈良市大安寺西一丁目	奈良市立大安寺西小学校体育館
奈良市第75投票区投票所	奈良市三条本町	はぐくみセンター1階会議室
奈良市第76投票区投票所	奈良市朱雀二丁目	奈良市朱雀地域ふれあい会館

投票所名	所在地	投票場所
奈良市第77投票区投票所	奈良市百楽園四丁目	奈良市立青和小学校体育館
奈良市第78投票区投票所	奈良市中山町西三丁目	中山町西三・四丁目集会所
奈良市第79投票区投票所	奈良市西登美ヶ丘四丁目	奈良市立登美ヶ丘小学校体育館
奈良市第80投票区投票所	奈良市西大寺野神町一丁目	奈良市立伏見中学校体育館
奈良市第81投票区投票所	奈良市西千代ヶ丘一丁目	奈良市立三碓小学校体育館
奈良市第82投票区投票所	奈良市青山九丁目	奈良市立鼓阪北小学校体育館
奈良市第83投票区投票所	奈良市七条一丁目	奈良市七条コミュニティスポーツ会館
奈良市第84投票区投票所	奈良市佐保台三丁目	奈良市立佐保台小学校体育館
奈良市第85投票区投票所	奈良市法蓮町	奈良市立佐保川小学校体育館
奈良市第86投票区投票所	奈良市左京三丁目	奈良市立左京小学校体育館
奈良市第87投票区投票所	奈良市月ヶ瀬石打	石打集落センター
奈良市第88投票区投票所	奈良市月ヶ瀬尾山	農業者研修センター
奈良市第89投票区投票所	奈良市月ヶ瀬長引	長引総合会館
奈良市第90投票区投票所	奈良市月ヶ瀬月瀬	月瀬生活改善センター
奈良市第91投票区投票所	奈良市月ヶ瀬桃香野	桃香野集落センター
奈良市第92投票区投票所	奈良市都祁南之庄町	南之庄公民館
奈良市第93投票区投票所	奈良市都祁吐山町	吐山公民館
奈良市第94投票区投票所	奈良市都祁白石町	白石公民館
奈良市第95投票区投票所	奈良市藺生町	奈良市都祁福祉センター
奈良市第96投票区投票所	奈良市針ヶ別所町	針ヶ別所生活改善センター
奈良市第97投票区投票所	奈良市小倉町	小倉町集会センター
奈良市第98投票区投票所	奈良市上深川町	上深川集落センター
奈良市第99投票区投票所	奈良市荻町	荻公民館
奈良市第100投票区投票所	奈良市針町	針農家組合集落センター
奈良市第101投票区投票所	奈良市都祁小山戸町	小山戸公民館
奈良市第102投票区投票所	奈良市都祁馬場町	馬場生活改善センター

(令和5年3月31日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第14号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、令和5年4月9日執行の奈良県議会議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを、次の日時及び場所において行います。

令和5年3月31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

- 1 日時 令和5年3月31日 午後6時00分
- 2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

(令和5年3月31日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第15号**

令和5年4月9日執行の奈良県議会議員選挙における期日前投票所は、次の場所及び期間に設けます。

令和5年3月31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

期日前投票所名	期日前投票所の場所	期 間
奈良市役所期日前投票所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟1階正面玄関ホール	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで (午前8時30分から午後8時まで)
奈良市立西部公民館期日前投票所	奈良市学園南三丁目1番5号 奈良市立西部公民館第2講座室(奈良市西部会館5階)	
奈良市北福祉センター期日前投票所	奈良市右京一丁目1番地の4 奈良市北福祉センター大集会室(奈良市北部会館2階)	
奈良県経済倶楽部ビル期日前投票所	奈良市東向中町6番地 奈良県経済倶楽部ビル3階会議室	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで (午前9時から午後8時まで)
ならファミリー専門店街 zoro 期日前投票所	奈良市西大寺東町二丁目4番1号 ならファミリー専門店街 zoro1階らくだ広場	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで (午前10時から午後8時まで)
奈良市月ヶ瀬行政センター期日前投票所	奈良市月ヶ瀬尾山2845番地 奈良市月ヶ瀬行政センター1階市民相談室	令和5年4月4日から 令和5年4月8日まで (午前8時30分から午後8時まで)
奈良市都祁行政センター期日前投票所	奈良市都祁白石町1026番地の1 奈良市都祁行政センター1階会議室	
中畑町公民館期日前投票所	奈良市中畑町280番地 中畑町公民館	令和5年4月4日 (午前9時から午前12時まで)
米谷町集会所期日前投票所	奈良市米谷町566番地の1 米谷町集会所	令和5年4月4日 (午後3時から午後6時まで)

(令和5年3月31日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第16号**

令和5年4月9日執行の奈良県議会議員選挙における不在者投票の記載場所を、次のとおり定めます。

令和5年3月31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

不在者投票記載場所	期 間
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟1階正面玄関ホール	令和5年4月1日から令和5年4月8日まで (午前8時30分から午後8時まで)
奈良市学園南三丁目1番5号 奈良市立西部公民館第2講座室(奈良市西部会館5階)	
奈良市右京一丁目1番地の4 奈良市北福祉センター大集会室(奈良市北部会館2階)	
奈良市東向中町6番地 奈良県経済倶楽部ビル3階会議室	令和5年4月1日から令和5年4月8日まで (午前9時から午後8時まで)
奈良市西大寺東町二丁目4番1号 ならファミリー専門店街 zoro1 階らくだ広場	令和5年4月1日から令和5年4月8日まで (午前10時から午後8時まで)
奈良市月ヶ瀬尾山2845番地 奈良市月ヶ瀬行政センター1階市民相談室	令和5年4月4日から令和5年4月8日まで (午前8時30分から午後8時まで)
奈良市都祁白石町1026番地の1 奈良市都祁行政センター1階会議室	
奈良市中畑町280番地 中畑町公民館	令和5年4月4日 (午前9時から午前12時まで)
奈良市米谷町566番地の1 米谷町集会所	令和5年4月4日 (午後3時から午後6時まで)

(令和5年3月31日揭示済)

### 奈良市選挙管理委員会告示第17号

令和5年4月9日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における本市各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のように選任しました。

令和5年3月31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

次のよう省略

(令和5年3月31日揭示済)

### 奈良市選挙管理委員会告示第18号

令和5年4月9日執行の奈良県議会議員選挙における奈良市役所期日前投票所、奈良市立西部公民館期日前投票所、奈良市北福祉センター期日前投票所、奈良県経済倶楽部ビル期日前投票所、ならファミリー専門店街 zoro 期日前投票所、奈良市月ヶ瀬行政センター期日前投票所、奈良市都祁行政センター期日前投票所、中畑町公民館期日前投票所及び米谷町集会所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任しました。

令和5年3月31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

次のとおり省略

(令和5年3月31日揭示済)

### 奈良市選挙管理委員会告示第19号

令和5年4月9日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における、奈良市開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のように選任しました。

令和5年3月31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

開票管理者  
省略  
開票管理者の職務を代理すべき者  
省略

(令和5年3月31日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第20号**

令和5年4月9日執行の奈良県議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第2項及び第4項の規定による奈良市開票区の開票立会人を定めるくじを次の日時及び場所において行います。

令和5年3月31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

日時 令和5年4月7日 午前10時10分  
場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 中央棟 地下1階 B1会議室

(令和5年3月31日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第21号**

令和5年4月9日執行の奈良県議会議員選挙における本市開票区の開票は、次の日時及び場所において行います。

令和5年3月31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

日時 令和5年4月9日 午後9時30分開始  
場所 奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号  
ロートアリーナ奈良(奈良市中央体育館)

(令和5年3月31日揭示済)

**農 業 委 員 会**

**奈良市農業委員会公示第1号**

農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)第5条の規定により削除されることとなり、令和5年4月1日以降、改正前の農地法第3条第2項第5号に規定する面積の要件が適用されないため、農地法の規定に基づく別段の面積の公示(平成26年2月25日奈良市農業委員会公示第1号)は、令和5年4月1日以降廃止する。

令和5年3月20日

奈良市農業委員長 巽 一 孝  
(令和5年3月20日揭示済)